

平成 19 年度障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

HIV 感染に係る障害者自立総合支援プログラム等研究開発事業

企業、ハローワークへの
フォーカスグループインタビュー調査

平成 19 年度研究報告書

社会福祉法人はばたき福祉事業団

平成 20 (2008) 年 3 月

**平成 19 年度障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)**

HIV 感染に係る障害者自立総合支援プログラム等研究開発事業

**企業、ハローワークへの
フォーカスグループインタビュー調査**

平成 19 年度研究報告書

社会福祉法人はばたき福祉事業団

平成 20 (2008) 年 3 月

目次

I. 研究報告

企業、ハローワークへのフォーカスグループインタビュー調査	7
石谷誓子	

II. 資料

1. 企業のHIV感染障害者に対する雇用環境について	32
久地井寿哉	
2. 当事者へのフォーカスグループインタビュー要旨	37
石谷誓子	
3. HIV/AIDSのイメージ (フォーカスグループインタビュー事前質問票より)	42
石谷誓子	

III. 研究成果の刊行物

HIV感染者の就労環境向上のための『はたらくBOOK』	46
-----------------------------	----

I . 研究報告

平成 19 年度障害者保健福祉推進事業
(HIV 感染に係る障害者自立総合支援プログラム等研究開発事業)

企業、ハローワークへのフォーカスグループインタビュー調査

研究リーダー	石谷誓子	社会福祉法人はばたき福祉事業団
研究協力者	久地井寿哉	東京大学大学院医学系研究科
	南島多麻美	国立保健医療科学院研究課程
	柿沼章子	社会福祉法人はばたき福祉事業団
	岩野友里	社会福祉法人はばたき福祉事業団

研究要旨 :

【研究目的】企業、ハローワーク、地域障害者職業センターで行われている HIV 感染に係る障害者への支援の実情を把握し、障害者自立支援法に基づき障害者自らが社会へ一歩踏み出すために必要とされる就労のための動機付けおよび準備について提示し、HIV 感染に係る障害者の自己意識改革および地域環境支援体制の構築を支援することを目的とした。

【方法】2007 年 12 月から 2008 年 2 月に、ハローワークと企業を対象にフォーカスグループインタビューを行った。質問内容はハローワークに対しては年代別就職希望者に対する支援内容について、企業に対しては HIV 感染者の中での就労環境について質問した。

【結果および考察】ハローワークでは他の内部疾患障害や精神障害への支援に準ずるサポートの適用を考えているが、利用者は少数であった。その要因として、HIV 感染者と接する機会がないこと、ハローワークの物理的環境整備の不十分さが考えられた。また HIV 感染者の企業における就労環境は厳しいことが明らかになった。HIV/AIDS が日本に上陸して 20 年以上経過したが、企業での HIV 感染者に対する雇用意識・知識が低いことが考えられた。HIV 感染者の就労環境向上のための小冊子やインターネットを通じた啓発活動により、就労について HIV 感染者の社会参加の情報を早急に全国に拡大させ、情報の地域格差をなくすことが期待される。

【結論】HIV 感染者へのサポートについて、ハローワークや地域障害者職業センターの連携の詳細、企業で HIV 感染者を採用することの困難さが明らかになった。小冊子の配布やインターネット上の情報公開により、ハローワークなどの社会資源の有効活用、企業における障害者雇用への配慮の促進、HIV 感染者のはじめの一歩が必要である。

A. 研究目的

身体障害者福祉法により 1998 年 4 月から HIV 感染者は「免疫機能障害」として身体

障害者認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けることができるようになった。これは薬害エイズ訴訟の和解の恒久対策の一環

として定められた。手帳の交付により HIV 感染者が社会防衛の対象から社会福祉の対象となり、疾患のイメージを良い方向に変えることで HIV/AIDS に対する差別・偏見を解消し、社会参加への足がかりとなることが期待された。

さらに、障害者自立支援法により、障害者がもっと「働く社会」を目標に、一般就労へと移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働くよう、福祉側から支援することとされている。しかしながら、HIV 感染に係る差別偏見はいまだに根強く、自ら社会参加を閉ざしている者も多い。

そこで本研究は、企業、ハローワーク、地域障害者職業センターで行われている HIV 感染に係る障害者への支援の実情を把握することによって、障害者自立支援法に基づき障害者が自ら社会へ一步踏み出すために必要とされる就労のための動機付けおよび準備について提示し、HIV 感染に係る障害者の自己意識改革および地域環境支援体制の構築を支援することを目的とした。

B. 研究方法

【調査分析方法】

HIV 感染者の就労支援については、その実情がほとんど明らかにされていないことから、本研究ではフォーカスグループインタビュー法を用いた。これにより、関係者の「なまの声」を体系的に整理するとともに、潜在的・顕在的情報を把握し、どのようなニーズ・意見を持っているかを明らかにできると考えた。

【調査期間と対象】

2007 年 12 月から 2008 年 2 月にかけて、

ハローワークの専門援助部門職業指導官、地域障害者職業センターカウンセラー、労働局職員を対象にフォーカスグループインタビューを行った。調査地域は東京、大阪、福岡、那覇、仙台、札幌の 6ヶ所、研究調査協力者は合計 15 名だった。企業は協力が得られた 1 社（サービス業）4 名と個人的な協力者 4 名（製造業、金融業）に対し同様の調査を行った。調査地域は 3ヶ所でいずれも東京都内であった。

【インタビュー内容】

一度に 2-4 名を対象にし、インタビュー時間は 90 分程度とした。調査研究協力者への説明と同意を得、インタビュー内容を録音し、文書化した後、複数のフォーカスグループインタビューの結果をあわせ、内容分析、記述分析を行った。

ハローワークに対しては、20 代の新卒者、30 代の就労未経験者、50 代の再就職希望者が相談に来た場合を想定したシミュレーション形式でインタビューを行った。地域障害者職業センターのカウンセラーが参加している場合はハローワークと同様の質問に加えて、HIV 感染者に対するサービスについて、ハローワークとの相違点についても質問した。さらにケース全体での共通点について質問した。企業に対しては、HIV 感染者の健康に関する就労環境、企業の HIV 感染者に対するニーズや HIV 感染者とのコミュニケーションと生産性について質問した。

【小冊子の作成】

得られた結果を用いて HIV 感染者の就労環境向上のための小冊子を作成した。

C. 研究結果

ハローワークと障害者職業センターへのフォーカスグループインタビューに基づく年代別フローチャートを図1に示した。HIV感染者がハローワークを訪れた場合、障害者手帳の有無によって得られるサポートが異なる。20代の新卒は、自身が病気に対してどう向き合い、どう掲示していくかによってサポートの仕方が変わる。30代の就労未経験者は職業センターなどの作業プログラムを経験するなど「外の活動の場」を増やしていくところから職業準備が始まる。50代の再就職希望者は自身の技術の有無によるところが大きいが、一般的に就職活動自体に年齢要因があるので厳しい。

以下に、ハローワークと障害者職業センター、企業へのインタビューの中から、HIV感染者へのサポートの実情と就労のための動機付けおよび準備の一助となるカテゴリーの抽出を行ったので示す。詳細は後に示す。

【ハローワークと障害者職業センターに対するフォーカスグループインタビュー】

1. ハローワーク、地域障害者職業センターで行われているHIV感染に係る障害者への支援の実情

HIV感染者が就職するためにハローワークを訪れた場合、どのようなサポートを得られるのかについて、年代別にフローチャート（図1）で示した。障害者職業センターでは主にハローワークからの紹介により、求職者の職業評価を行い、就職に必要なトレーニングなどを行っている。

ハローワークや障害者職業センターは仕事の紹介以外にも、その前段階にある職業

相談や就職後のアフターフォローを重要な業務と位置づけている。同時に企業に対する働きかけも行っている。

2. 就労のための動機付けおよび準備について

1) HIV感染者就労の現状

障害者は事務職が多く、賃金は職務内容に伴っている。近年、精神障害者の間で口コミによる就労の拡大がみられることから、HIV感染者の就労も同様の経過をたどるのではと推測される。

2) 企業の事情

障害者雇用はまず本社から採用するので、どうしても本社の集中する大都市圏に多い。障害者の通院などに対する配慮については、オープン（障害者手帳を提示）にして就職すれば得られやすい。

3) ハローワークや障害者職業センターのHIV感染者への理解

(1) HIV感染者と思わせる問い合わせに対して仕事の探し方について回答した。

(2) 就職で障害者手帳を使用しない背景として、差別不安やハローワークのイメージや物理的環境の不備を指摘した。

(3) ハローワークを利用しやすくなるようハード面ソフト面での改善の必要性と、企業へのアプローチの仕方が課題である。

(4) ハローワークの担当官はHIV感染者からの教育研修の必要がある。

4) ハローワークや障害者職業センターから企業への働きかけ

(1) 両者の連携と企業へのアプローチに

ついて、事業所の人事担当者にハローワークの仕事を理解してもらう。求職者主体のマッチング、障害者雇用を促進する。

- (2) 企業の障害者雇用を促す方法として雇用の成功例を示すことが有効である。
- (3) ハローワークでは、国の障害者雇用促進のための支援制度を活用できることを知らせて法定雇用率の遵守を促す。
- (4) 企業の法律遵守に対するコンプライアンスは高まっている傾向にあるので、その担当者がいかに会社の上層部に話すかが障害者雇用推進につながる。
- (5) 今は HIV 感染者に関する企業向けのセミナーは行われていない。

5) 企業からの相談

HIV 感染者とは知らずに採用後、本人から告知があったケースでの対応について、今後もこのような企業からの相談が増える可能性がある。その対応のためにも障害そのものの知識、障害者への理解、企業との調整を行っていく必要性がある。

6) 医療機関との連携

いままでも精神障害者や難病の人については、医療機関との連携が図られてきたこともあり、HIV 感染者についても同様のサポートが得られている。

7) 労働安全衛生の観点からのアプローチが必要。

就職にまつわるサポートは障害者雇用の観点だが、就職後の体調管理についてはむしろ労働安全衛生の観点からサポートしていくのが筋ではないかなど、横の連携の重

要性が指摘された。

【企業に対するフォーカスグループインタビュー】

1. 会社の受入体制の現状

- (1) 免疫機能障害の手帳を提示した上で就職面接を受けた場合、就職は厳しい。障害者雇用なら HIV 感染者ではない障害者を採用するかもしれない。社会経験があること、能力があることが重要である。
- (2) 障害者の雇用は、法定雇用率の達成のために母集団の多い本社から採用される傾向がある。
- (3) 精神障害者の例では、最初は国からの強制や啓発によって、同じ職場で仕事していくなかで、徐々に障害者に対する誤解が解けお互い理解できるようになった。HIV 感染者についても、継続的な強い啓発が必要である。
- (4) (4) 企業と HIV 感染者との歩みよりが必要である。

2. HIV 感染者の健康に関する就労環境

- (1) あらかじめ通院について知らせてあれば配慮できる。
- (2) 社内教育は必要と思う一方、実際には実施されてはいない。社内でセミナーを実施することはかえって病気をクローズアップするのではないか。
- (3) 子どものころからの教育が大事である。
- (4) 障害者であることが周囲に見えに

くいのでサポートしづらい。

- (5) 企業の上層部はちゃんとした知識を持っているべきである。

3. 企業の HIV 感染者に対するニーズ

- (1) 本人からの申出がない限り特別扱いしない。
- (2) 個別の対応が必要。
- (5) 裁量勤務には長所と短所がある。
- (6) スキルがあれば一緒に仕事する仲間として受け入れる。
- (7) HIV 感染者を採用したら、顧客からの反応が気になる。

4. HIV 感染者とのコミュニケーションと生産性

- (1) 職場に HIV 感染者がいるときは関わり方を考える。周囲への周知は仕事上必要。
- (2) HIV 感染者が働きやすい職場とは、周りの環境と理解があるところ。

D. 考察

本研究では、HIV 感染者の就労支援について企業、ハローワーク、障害者職業センター・カウンセラーに対しフォーカスグループインタビューを行った。その結果、ハローワークでは他の内部疾患障害や精神障害への支援に準ずるサポートの適用を考えているが、利用者が少数であることや、HIV 感染者の企業における就労環境はいまなお厳しいことが明らかになった。

1) HIV 感染者のハローワーク利用

HIV 感染者がハローワークや地域障害者職業センターなどの社会資源を有効に活用

することは、QOL 向上にとって重要となる。例えば、就職活動は障害者手帳の有無、その使用の有無、年代によってサポートの形態が異なる。手帳を交付されていても、ハローワークで使用するのかしないのか、企業に対して手帳を持っていることを知らせるのか知らせないのかはその都度選択できる。手帳を使用する場合でも、個人情報の開示の範囲と、企業の人事レベルまでに留めておくか、同僚レベルまで広く開示するのかは本人の意思で決定できる。すぐに職業紹介というには準備不足の状態でも職業相談を受けられる。また障害者職業センターとの連携により、仕事に対する動機付け、社会人としての意識、規則正しい日常生活へ適応するためのトレーニングなどを受けることができる。これらの支援は内部疾患障害や精神障害への支援に準ずるものとして提供される。

実際に就労で障害者手帳を利用しているものは少数だと推測できる。なぜなら免疫機能障害者の手帳所持者は 7338 人（H18 年度、厚生労働省調べ）であるのに対し、彼らの就職件数は 50 人（H18 年度、厚生労働省調べ）にとどまっていたからである。その背景として、HIV 感染者への差別・偏見不安、健康不安があることが HIV 感染者へのグループインタビュー（資料：HIV 感染者に対するフォーカスグループインタビュー調査報告）からうかがえる。

ハローワーク側の問題点として、個別ベースがないなど物理的環境整備の不十分さが担当者から指摘された。このことは、HIV 感染者の抱えているハローワークに対するプライバシーの保護への不信感を増長させることになり、最初の一歩が踏み出せない

要因のひとつだと考えられる。HIV 感染者は個人情報の漏洩にセンシティブであることから、物理面での相談環境整備を充実させる必要があろう。

2) HIV 感染者の企業における就労環境

今回の企業に対するフォーカスグループインタビューにおいて、HIV 感染者の厳しい就労環境の詳細が明らかになった。HIV 感染者が職場で働くときには、事前に通院のことなどを知らせてほしいが、一方でそのことを開示して就職面接を受けたら採用しないだろう、あるいは別の理由で断るかも、といった矛盾した意見が得られた。本研究への協力依頼を数十社に行ったところ 1 社のみ受けてくれたことや、企業における障害者就労促進の取り組みの一環として、平成 19 年 8 月に社会福祉法人はばたき福祉事業団が実施した上場企業 1000 社へのアンケート調査の回収率が 3.9% だったことなどからも、企業での HIV 感染者に対する雇用意識・知識が低いことが考えられる。

1000 社アンケートの分析（資料：企業の HIV 感染障害者に対する雇用環境について）により、HIV 感染者の企業の雇用受け入れには二つの壁（障害者・HIV 感染者）があること、企業における HIV 感染者の受け入れ態勢は必ずしも整備されていないこと、企業における HIV の知識の啓発・啓蒙が遅れており今後重要な課題となることがすでに明らかにされている。

3) 結果の活用

今回の結果はいくつかの具体的な活用が考えられよう。

本研究の結果をもとに、HIV 感染者の就

労環境向上のための小冊子を作成した。HIV 感染者にハローワークの活用を勧めるもので、HIV 感染者、ハローワーク、医療機関、HIV/AIDS のための関連団体などに配布した。さらに平成 20 年 4 月以降に、インターネットを通じて本研究の成果を公開していく予定である。これらの取り組みは、就労について HIV 感染者の社会参加の情報を早急に全国に拡大させ、情報の地域格差をなくす役割を担っている。小冊子やインターネットによる情報発信の反響を見据えながら、今後の HIV 感染に係る障害者の就労状況の促進に寄与できる関与の仕方を検討することが求められよう。

また、障害者自立支援法が、障害者がもっと「働ける社会」を目標にしているように、HIV 感染者の就労環境の整備が他の障害者やいわゆるニート・引きこもりの就労状況を向上させる一助となるかもしれない。

4) 課題

フォーカスグループインタビュー法について、その実施に限界がある。たとえば、ハローワークへのグループインタビュー実施中、2ヶ所で労働局の方が参加した。「組織」の影響を除くためにオブザーバーではなく回答者として調査への協力を依頼した。また、企業へのインタビューは HIV 感染者の就労に関して比較的理的理解のある企業あるいは業務上理解のある回答者と、無関心な回答者との間でかなり異なる意見が得られた。しかし計 3 回のインタビューで意見が出尽くしたとは考えられない。企業規模別や業種別に体系的な情報収集を行うことや量的研究との組み合わせなどにより、信頼性・妥当性の高い結果を得る必要があろう。

HIV 感染者雇用について、企業への啓発が必要であろう。経済的合理性、効率性という企業の論理と障害者雇用は相容れないものである。さらに障害者雇用率制度は障害者を労働市場のなかで特別扱いするものである。しかし現行において職業に就くことが困難な障害者に対して、社会全体が雇用への配慮をすることの合意がなされている以上、障害者も一労働者として多様な働き方が認められつつ共に働くことをイメージする必要があろう。

ハローワークなど社会資源の活用と企業の障害者雇用への理解が推進しても、やはり最終的には HIV 感染者自身が一步踏み出し、声を上げることが必要不可欠であろう。障害者の雇用率制度は量としての障害者雇用の拡大には寄与するが、障害労働者の地位の向上には必ずしも役立っていない。雇用率制度は、「ほとんどの障害者は、障害を持たない者と仕事上で対等に競い、実力で勝つことはできない。そのため何らかの法的介入がなければ、障害者は従業員の一定の割合を占めることすらできない」という仮定にもとづいているからである。雇用率制度によって雇用された障害者が、低レベルの仕事に従事させられるとしたら、潜在的失業を生むことにつながりかねない。

E. 結論

HIV 感染者が自ら一步踏み出すために必要とされる就労のための動機付けおよび準備に関して、就労環境の実情を明らかにするために、ハローワークや企業に対してフォーカスグループインタビューを実施した。

HIV 感染者への就労サポートについて、ハローワークや地域障害者職業センターの連携の詳細、企業で HIV 感染者を採用することの困難さが明らかになった。小冊子の配布やインターネット上の情報公開により、ハローワークなどの社会資源の有効活用、企業における障害者雇用への配慮の促進、HIV 感染者のはじめの一歩に貢献するであろう。

F. 研究発表

(ア)論文発表

なし

(イ)学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

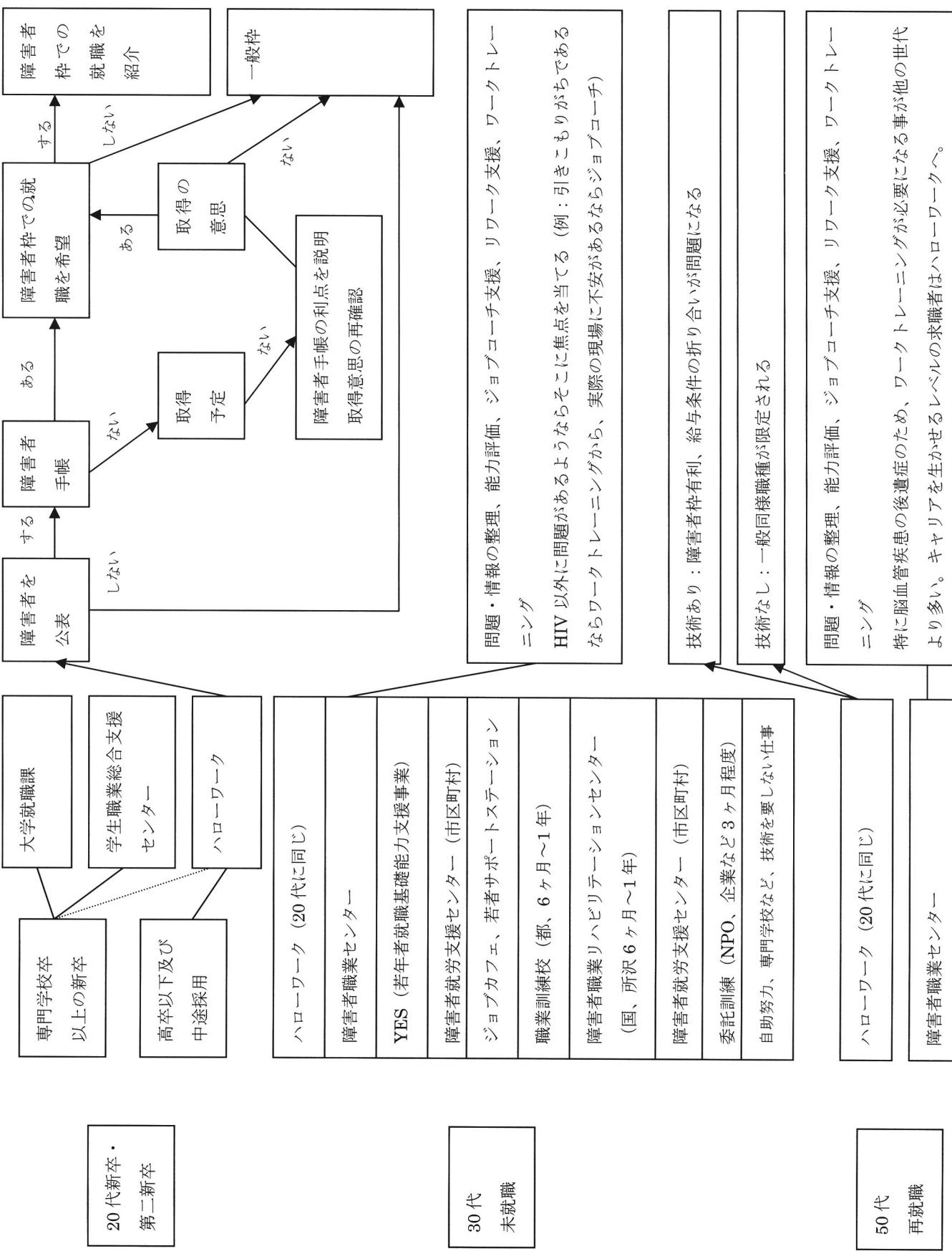
参考文献

安梅勅江. ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法. 医歯薬出版株式会社. 2001

安梅勅江. ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法Ⅱ. 医歯薬出版株式会社. 2003

松島信雄, 菊池恵美子. 職業リハビリテーション学. 協同医書出版社. 2006

図1. HIV感染者の就職活動：ハローワーク、地域障害者センターなどの利用についてのフローチャート



【HIV 感染者就労支援のためのハローワーク障害者担当、地域障害者職業センター カウンセラーに対するフォーカスグループインタビュー調査報告】

A. 実施概要

1. 日時 平成 19 年 12 月から平成 20 年 2 月にかけて
2. 場所 東京、大阪、福岡、那覇、仙台、札幌
3. 目的
 - (1) ハローワーク、地域障害者職業センターで行われている HIV 感染に係る障害者への支援の実情を把握
 - (2) 就労のための動機付けおよび準備について提示
4. 対象 東京、大阪、福岡、那覇、仙台、札幌のハローワークの専門援助部門職業指導官 7 名、同地域の障害者職業センター カウンセラー 6 名、労働局 2 名の合計 15 名で、うち男性 9 名、女性 5 名であった。年代別では、40 代が 7 名、50 代が 6 名、60 代が 2 名であった。合計 6 回実施した。
5. 実施分析担当者
石谷誓子、南島多麻美、芹澤ともみ

B. インタビュー結果報告方法

本報告では内容分析法及び記述分析法を用いた。6 つのフォーカスグループインタビュー報告を統合した。

C. インタビュー結果

1. ハローワーク、地域障害者職業センターで行われている HIV 感染に係る障害者への支援の実情
HIV 感染者が就職するためにハローワークを訪れた場合、どのようなサポートを得

られるのかについて、年代別にフローチャート（図 1）で示した。フローチャートは主に東京で実施したインタビューをもとに作成したが、全国的に同様の流れであることを、大阪、福岡、那覇、仙台、札幌で実施したインタビューで確認した。障害者職業センターでは主にハローワークからの紹介により、求職者の職業評価を行い、就職に必要なトレーニングなどを行っている。

ハローワークや障害者職業センターは仕事の紹介以外にも、その前段階にある職業相談や就職後のアフターフォローを重要な業務と位置づけている。同時に企業に対する働きかけも行っている。インタビューからこれらに言及している部分について、HIV 感染者が就職のための動機付けおよび準備の 1 つとして居住地域のハローワークを利用する際に有用と思われる情報を、内容分析法及び記述分析法を用いて示した。6ヶ所のフォーカスグループインタビュー報告を統合した。

2. 就労のための動機付けおよび準備について

1) HIV 感染者就労の現状

障害者の職種や給料の現状、精神障害者の例についての意見が述べられた。

「1,000 名ぐらい求人でいただいているのですけども、もう半分以上が事務です。会社でいう総務とか、労務とかそういう事務のお仕事が多いですね。電話応対、パソ

コン入力、伝票整理」

「まだ障害者をその会社でもって中心柱として思っておられないんじゃないですかという感じがしますね。あくまでも枝、葉というとらえ方をされているので、そういう求人が出てくるのではないかなと思っているのですけど」

「障害者だからではなく、職務内容に伴った賃金です」

「年齢給は止めている大企業が多いので、職業給なのですね。職歴と能力なので、当然、30代でニートの様な人だと、職歴が無いですから給料安くて当たり前なんですよ。経験給が入って来ている訳なので。だからよっぽどスキルがあって、もうパソコンのことは何でも任せて下さいみたいな人なら別ですけど、そうでなければやっぱりゼロからのスタート。学卒の方と同じお給料から始まるというのは30代であっても一緒なんですよね。」

「たぶんひとつは法定雇用率の中に精神障害者もみなし雇用で入れることになったことで、障害者雇用のスキームで雇用率ですとかそういう段階を追うことができるようになつたことが、精神障害の方自身や病院関係者にもかなり定着したので、オープンにしてきちんと支援を受けながら就職していくよという認識が広まつたのかなとは思います。またそうなっていくゆえに、デイケアとか作業所とかで一緒だった人が就職していくのを見ると、“ああ自分も”と思う方が増えてきているのではないかと。だから、『デイケアで一緒だった方が以前センターに来て支援を受けて就職しましたから、ちょっと私もと思ってきました』のような口コミや、病院とか家族会とかの横の

つながりでハローワークを利用するメリットとか、手帳を取るメリットとかが少しずつ認識されてきたのかなと思います」

「差別意識みたいなものは一般的にはあると思うのですね。特に大きな事件がおきて報道とかで通院中などと出たときは特にあります。一般的に以前に比べると精神障害だから怖いとかそういった短絡的なイメージは少しずつそれでも薄れてきているのかなと思いますので、自分の病気を認識して受容してオープンで行こうという気持ちをもたれる方自身が増えているから、登録者も利用者も増えているのかなとは思います。先ほどから出しているようによい事例がひとつでもあればそれが風穴になってというのは、事業者側もそうですが本人たちも一緒になんじゃないかなと思いますね。あの人人がやれたのなら私もがんばろうというような。そういう感じはちょっと受けますね」

「以前は精神の人はクローズが多かったがオープンが増えた。それは助成金など制度が整つたから安心して働く。同様にHIVも考えていくもの。大まかな傾向ですが、ストレス社会ですからそういう疾患が増えていると思います。平成17年に施行された自立支援法のからみで福祉的にもちょっとでも一般的な就労を目指す方には外にでてもらわないといけない。精神など平成18年度には精神の手帳所持者、企業の法定雇用率算定対象になったが、法律改善の前から増加傾向にあった気がする。法廷雇用率でてくる企業は50人以上のところになるが、パートなど短時間勤務でも0.5のカウントになる」

2) 企業の事情

障害者雇用はまず本社から採用するので、どうしても本社の集中する大都市圏に多いこと、障害者の通院に対する配慮について述べられた。

「企業数からして地域では少ない。そしてなおかつ大都市圏が多いというのは、やはり本社機構が大都市に集中していると、そしたら東京、大阪、名古屋ですよね。そういうようなところでやはり企業数が多いイコールやはり求人募集もあるという傾向が有ると思います。特に障害者求人につきましては、雇用率を達成するために、まず本社の方の雇用率がどうであるか、これは企業全体では考えるのですけども、やはり本社で求人をまず出すと、そして本社での求人に対して、障害者の雇用が進んでいかない場合は、当然、他府県の工場なり営業諸支店で、やはりそれぞれ雇用していく事によって、企業全体雇用率がアップしますので、企業指導としては、他府県の支店、営業所、工場なんかでも雇用してくださいという指導はして行くのです。ただ一番の取っかかりとしては、本社まずここからですよ。そういうようなところで、大都市に求人が集中するというのは、その傾向だと思います」

「内臓疾患の方、透析の方についてですけれども、ある程度事業所の理解が進んだ上で通院はしているようですね。」

「例えば腎臓機能障害の方は、ご存じのように透析が無いとだめだし、やはり透析に行くということで、平日お休みをとる場合、あるいは最近では夜間透析もありますので、夜間に行かれる場合、残業が出来な

いとか、そういう風な理解を得るためにには、やはり周りの方に知っていただかないと。ほかの周りの方がね、「あの人いつでも何で帰るの」というような形で、やはりコミュニケーションの部分で浮いちやうケースも無きにしもあらず。やはり通院する場合には、ある程度障害を理解して知つといいでいただく方が、定着率がよいのじゃないかなと考えております。」

3) ハローワークや障害者職業センターのHIV 感染者への理解

(1) HIV 感染者と思わせる問い合わせ
HIV 感染者（と思われる）が仕事に関する情報を得ようとするものであったことが述べられた。

「もしかしたら HIV なんじゃないかなと思わせるような、ちょっと免疫の障害があるてというような言い方のみで電話で問い合わせをしてきたケースというのは多少あるのですが、職業センターはこういうことをしていますよとか、仕事を直接探したいのですけどというものはハローワークで探すものですよとご案内すると、わかりました、で終わってしまったケースですか、そういったように実際のところは何らかの障害ということをご本人様がおもちになつて、どこかに情報がないかなという感じで電話をかけてきたのかなと思わせるものはあるのです。ご本人のお名前とか住所とか障害名とかを確認している状況ではないです。」

(2) ハローワークで障害者手帳を使用しない（医療機関では使うにも関わらず）

就職で障害者手帳を使用しない背景として、差別不安やハローワークのイメージや物理的環境の不備を指摘する意見が述べられた。

「やっぱり差別不安があるんでしょうね。ハローワークという印象イメージがあるのかもわからないし。先ほどちょっと言った、早朝ミーティングを毎日やりますから私も含めてそこで反省をするんですよね。初めてこられた方が次もここにこようというような雰囲気作りをしていこうと、第一印象が大切なんだよということですね。接客技法といわれるものがあるんですね。そこらへんのかかわりというものに個人差があってはいけないのですが、対応しだいによっては気分を害されるという部分もあるのかもしれないなあ。それ以前にオープンクローズというような自己の壁といいますか、そういったこともあるかもしれないです。」

「ハローワークにはそういう障害者の相談をうけるブースがないと断言されました。こちらで精神障害の相談をして大きな声をあげるわ、その隣には聴覚障害の方がいらっしゃる、またこちらには車椅子の方ということでご指摘がありました。そういうところから変えていかないと。入り口の表記についても。だからこれをみられて“だめだ”と、プライバシーの管理が適正にできるのかなど、物理面でひるんでしまうというか、そういう方がおられるのかなと思います。

(3) ハローワークの改善点、今後の課題

ハローワークを利用しやすくなるようハ

ード面ソフト面での改善の必要性と、企業へのアプローチの仕方が課題であることについて述べられた。

「ハローワークの第一印象のことではハローワークにそういった病状をお持ちの方が来やすい雰囲気作りがさらに進むように努めていかなければならないなということを感じました。」

「精神障害の人が少しずついろいろな意味で壁がちょっと昔に比べると低くなってきてているとなんとなく感じるのと同様に、事例の積み重ねとか理解をいかにうながしていくかという、ご本人さんの受容もそうですが、事業所さんにどうアプローチするかというそういう観点の支援を組まないといけないと。相当時間がかかりそうだなという印象を受けました。それは一個人がやるというよりも、全体的にどんな風に理解を促すのか、ツールであるとか、事例を上手に皆さんに理解していただくような方法であるとか、そういうことをちょっとと考えないと、それがこれから課題かなという感じですね」

「HIV 感染者の通院や治療や感染のことなどについて、簡単にわかるチラシのようなものがあれば、両面 1 枚とか、窓口でお話できるようなものがあれば欲しい。企業の方にも説明しやすい。会議で使える。」

「イメージとしてはマイナスから入って行く。だから電話で問い合わせた時に、『耳が聞こえない方です』とこう言った時に『ああ、それはもう無理、無理』という事で、ガチャンという、そういう方でもいろんな伝達の方法が有るという。手話も有れば、筆談も有るし、口話もあると、それがやは

り分からぬですよね、なかなか。そこらがやはり、正しく本当にこういうものであるというのが、周知されていかなければならぬのではないかと思うというのです。」

「紹介する時にどう企業の方に伝えるかなんですね。不安とか良くないイメージを払拭するために。オープンにするかクローズにするか、オープンにした場合に、不安を払拭するためにどう事をいったらいいのか、ここが一番の問題だと思いますね」

「『HIV 感染をオープンでいい』と仮にうまく説明できるだろうか？ご本人が居る前で電話するので、どうしようかと思う。本人を傷付けたくない。」

(4) ハローワークの担当官は HIV 感染者からの教育研修の必要がある。

周りを改善するのみならず、担当者自身がもっと障害についての知識と理解を示すことが大事である。

「HIV に関係なしに障害者の担当している者にしたら、やはり障害そのものについて、やはり正しい知識を持って欲しいということですね。一般的に、慣れてないですね、我々も含めまして、例えば、うちの安定所にも視覚障害の方が来られますね、そしたら駅まで同行して案内するのですけども、例えば誘導の仕方ももう一つ分からぬです。どうさせていただいたらいいですかと本人に聞いたらこういう風にお願いしますとか。全ての大多数の人たちがもういろんな障害者の人たちと接した経験がない、だから分からぬ。分からぬというのが一番大きいのだと思うのですけど」

「僕は、ちょっと話大きいんですけど教育だと思いますね、小さい時からの。養護学校が一つパンとあったのをそこに全部集中してました。そこでその中の内でこうされまして地域に出て行かないのです。よほど事が無い限り接した機会が無い、だから分からない。」

4) ハローワークや障害者職業センターから企業への働きかけ

(1) ハローワークと企業の連携

ハローワークの障害者雇用では求職者に対する支援と事業所に対する支援があり、両者の連携と企業へのアプローチについて、事業所の人事担当者にハローワークの仕事を理解してもらうこと、求職者ありきのマッチング、障害者雇用の促進について述べられた。

「事業所に対する支援。こちらは求職者に対する支援、うちは事業所に対する支援ですね。法のことでも、要するにノーマライゼーションの理念を企業の中でも十分に広げていく中で、いろいろなツールの中のひとつとしてハローワークを利用していただくという支援の方法をいろいろご説明します。その中で百聞は一見にしかずで、一度は人事の責任担当者の方に今のハローワークの状況を見ていただく。10年前のハローワークと今のハローワークはぜんぜん違いますので。データなども。ですからまずは私たちが訪問したときは人事の担当者、たとえば役員会に上げられるくらいの担当者の方に一度おいでいただきて、今の支援や支援ツールを、実際に窓口担当をしているものから相談されている方の状況などをご

説明させていただく中で、マッチングを進められるようなかたちが概略的なものですね。」

「求職者を基本に置いた求人の条件作りというかマッチングというか、求人ありきで障害者の方を紹介するというスタンスから、求職者ありきに。この方のこういう部分であれば、今求めている企業さんの条件の、例えば車の運転をはずしていただければこの方は十分できますよとか、そうすると向この方は車の運転をはずせば賃金的にはこれくらいになるが応募と合いますとか、そういうような具体的なマッチング作業の連携などをやっています。実情、その運転をはずして時間給、賃金体系を変えたマッチングの作業で決まっていく例もありますのでね。求職者の方も運転がはずれていればこの業務がいいということも出てきますので。そういうことを連携の中ですすめていかないと、これはいいけど運転はしなければならないな、応募はやめておこうかなという形で話がぜんぜん進まないのです。」

「ノーマライゼーションの理念に基づく法律の縛りがあるのですけれども、法律に関係なく、よくある事例で、一人も障害者がいらっしゃらない事業所を訪問すると、そこでは働く障害者のイメージがわからぬのですね。そうすると、こちらが言葉でいくら話をしても難しい。それが何かのきっかけで、例えばそれがもしかしたら法律の根拠かもしれないし、あるいはどこかのいろいろな団体に所属している中で障害者の人がすごく仕事ができるという中で「それならうちも」とか、いろいろなケースがありますけど、ゼロから1人入ると、一人

の方がしっかりと勤めされていると、その事例から障害者の方と働いているという感じじゃなくなり、そのことで障害者の採用が一人二人と増えることがあります。私の経験の中で一番大きかったのは半年くらいの間にゼロから7人くらいの採用があったことです。」

(2)企業への成功例のアピール

企業の障害者雇用を促す方法として雇用の成功例を示すことが有効である。

「障害者の雇用を推進していく上で思うのはですね、雇用例、成功例というのが非常に大きく個々にはいっていくんですよね、気持ちの。こういう例があるんですよというのをお見せしたり、写真つきのパンフレットでお見せすると、こういう方と会ってみたいなとそういう気持ちになってきますので、やはりそういう好事例をどんどん示していくことが大切なんだと思うんですね。ハローワークも今こういう例を出して、個人情報はだせませんけれど、そういうことで少しずつですけれど認識が高まるんじゃないかなと思うんですね。」

(3)障害者を受け入れる会社への補助

ハローワークでは、国の障害者雇用促進のための支援制度を活用できることを知らせて法定雇用率の遵守を促すことを行う。

「国の支援制度、例えば特定求職者雇用改善助成金とかそういうのがありますよね、そういうところでも少し魅力を感じたと。だからやっぱり何もない今までじゃあこの方をというよりは、雇用率を補える、ある

いはそういう助成金制度を活用できるというようなメリット的なことを考えながら作業していくというケースのほうがやはりいいですね。一般基準業者もその辺のところでご相談にこられます」

(4)企業の上層部の理解と行動大切

企業の法律遵守に対するコンプライアンスは高まっている傾向があるので、その担当者がいかに会社の上層部に話すかが障害者雇用推進につながる。

「事業所指導の観点からいうと障害者の雇用推進者というのが設置されているところが多いのです。総務部長さんとか総務課長さんがされていますけれど、その人たちがどう動かれるかです。ですから理解があるかどうか、トップに伝えるかどうか、こういう話で障害者雇用についてもこういうことでということを経営側にきちんとお伝えをされるかどうか、そこあたりが一番。今はいろいろなテレビなどでも企業の方がいろいろコンプライアンスの問題がでているんですけど、名刺などもよくみるとコンプライアンス室担当とか、コンプライアンス室とか、担当とか前よりはたくさん書かれていることが多いので、法の遵守の意識というかそういう意識はとても高めてあるような感じを、名刺とか組織図とかをみさせていただくと感じるんですけど。ですからその方々が知的障害者はこうなんですよというのを100回聞くよりも1回みたりとか、成功事例ですね、こうやって定着されていますとかそういうのがたくさんあって、その方々が上の方に伝える意識というかですね、それでぜんぜん違ってきま

す」「今、HIVが障害の種類にはいっていないと、多くの事業所が思っている。」

(5)企業向けのセミナーなど

今はHIV感染者に関する企業向けのセミナーは行われていない。

「企業向けのそういったセミナーとか、でも今はまだ精神障害の方の雇用というところが何かテーマになっていまして、なかなかそこまで認知されていない障害がある方の雇用というのは、なかなかテーマになりにくい現状が有りますけども、何年か後には、またその辺が変わってくるのだろうなという風に思います。

「企業に対するいろいろな啓発とりくみは、障害の特性別で話をするのは難しい。どういったところに紹介するのか窓口担当者がやる。企業においても理解度の違いがいろいろある。あと1名で法定雇用率を達成する企業などいろいろ」

5)企業からの相談

HIV感染者とは知らずに採用後、本人から告知

があつたケースでの対応について、今後もこのような企業からの相談が増える可能性がある。その対応のためにも障害そのものの知識、障害者への理解、企業との調整を行っていく必要性がある。

「事業主側からの相談が昨年1件ございました、年末調整等でいう身体障害者手帳の提出を受けたのだけれども、会社としてどう対応したらいいかという風なご相談がありました。関係する担当者のみでとどめ

ておくべきなのか、同じ部署で働く人たちにも知らせないといけないのかどうか、知らせなかつた時に「周りの従業員から、なぜ知らせなかつたのかという風な事を逆にいわれないのだろうか」という風なご心配があつて、その時にいろいろ情報収集もしながら、「なるべくそれは関係するのみにとどめておいた方がいいじゃないか」という風な助言をさせていただいた経緯があります」

6) 医療機関との連携

医療機関との連携あり

いままでにも精神障害者や難病の人については、医療機関との連携が図られてきたこともあり、HIV 感染者についても同様のサポートが得られると述べられた。

「精神障害の方はやはり医療機関のご意見というのは大きいので主治医との相談、医療スタッフとの相談というのはしております。特に私どものほうではうつ病等で休職している方の職場復帰の支援、リワーク支援というのがありますが、それをやる際には主治医との合意というものを実施の条件に入れてますので、必ず主治医とは連絡をとる。場合によっては事業所の産業医のほうと連絡をとることがありますので、医療機関とのやりとりというのは結構頻繁だと思います。さっきちょっと出た難病関係の方とかですね、そういう場合も必要な医療情報で提供できるものがあればご本人の同意の下に提供していただくので、もちろん医療的な治療の経緯というものは私たちが知っても活用する方法はないので、就職あるいは復職という中で必要な情報を

提供していただきなり、こちらでの相談経緯をフィードバックして診察のときに役立てていただくようなことは、ご本人さん同意の上でしていますね」

7) 労働安全衛生の観点からのアプローチ もあるのではないか

就職にまつわるサポートは障害者雇用の観点だが、就職後の体調管理についてはむしろ労働安全衛生の観点からサポートしていくのが筋ではないかななど、横の連携の重要性を指摘する意見が述べられた。

「セオリーとしては労働安全衛生、採用した社員の健康管理っていうのは労働安全衛生の分野になるので、都内で言ったら産業保健推進センターです。産業医とかあるじゃないですか。企業の中では採用と併せてその安全衛生管理の面を産業医がもっとどんどん HIV のことについて知って頂いてやっていくという風な方法も、力を尽くす必要があるのかなというのありますよね。ちょっと他の機関の方達なので、あんまり私がやりますとか、やってもらったほうが良いとかという話じゃないんですけど。そこはやっぱりみんなで連携してやっていけば良いと思うんですよ」

「基準局というのがあって、いわゆる労働基準監督署の部門があるんですけど、その中に HIV 感染者に対する何か安全講習みたく時間をちょっと入れてもらえるとより幅広く理解がいけると思うんですね。障害者雇用の側面だけじゃなくて、そっちのほうからも普段からも意識付けというのが」

「リワークというのはまさに、安全衛生と障害者雇用とは違っていますけど、本来

安全衛生ですよね。その辺が今までではそれぞれの政策を考えながら連携していたんですけど、より有機的な連携というものの重

要性が出て来ますよね。それは厚生労働省という1つの省の中にある訳ですから」

【HIV 感染者就労支援に向けての企業に対するフォーカスグループインタビュー調査報告】

A. 実施概要

1. 日時 平成 20 年 2 月

2. 場所 東京

3. 目的

(1) 企業における HIV 感染に係る障害者の受け入れ状況を把握

(2) HIV 感染者の健康に関する就労環境を明らかにする

(3) 企業の HIV 感染者に対するニーズを明らかにする

(4) HIV 感染者とのコミュニケーションと生産性との関連を明らかにする

4. 対象

企業への FGI はパイロット調査として十数社に依頼したが、企業として協力がえられたのは 1 社 4 名（サービス業）のみであった。他に 4 名（金融業、製造業など）から個人的に調査協力を得て、彼らの勤務先での現状についてインタビューを行った。対象者は合計 8 名で、うち男性 5 名、女性 3 名であった。年代別では、30 代が 5 名、40 代が 2 名、50 代が 1 名であった。

5. 実施分析担当者

石谷誓子、南島多麻美、芹澤ともみ

B. インタビュー結果報告方法

本報告では内容分析法及び記述分析法を用いた。企業への 3 つのフォーカスグループインタビュー報告を統合した。

C. インタビュー結果

1. 会社の受入体制の現状

(1) HIV 感染者の採用の有無

免疫機能障害の手帳を提示した上で就職面接を受けた場合、就職は厳しいこと、障害者雇用なら HIV 感染者ではない障害者を採用するかもしれないこと、社会経験があること、能力があることが重要であることなどが述べられた。

「HIV 感染者であることをオープンにした方が面接に来られて、企業努力で『採用しないよ』っていう範囲内だと多分、率直な話としては、採用しないと思うのです。なぜかと言うと、やはり漠然と“怖い”というイメージと、あとは社員の理解であるとか、顧客に対する理解ってどういうふうに得ているのかというのであるので、面接しただけだと多分不採用になる可能性が高いと思うのです」

「ほかの理由でお断りしたりするんじゃないかなっていう気がします。」

「会社には一定枠がある。正直なところ、できれば避けたいというのが本音かもしれない。社員や社会が啓発されているレベルがバラバラなので。現実には他の障害の方を選ぶかも。今までそういう例はないが。」

「働いたことがないと普通に選考しても多分落とされる。同じような年齢で社会経験のある方がいると、社会経験がないということで、天秤にかけたときに落ちる可能性があります。」

「能力に差はないから。採用基準をクリアしていれば、他の人と同様に採用する。」

(2) 法定雇用率の達成は本社から

母集団の多い本社から採用する傾向があることが述べられた。このことは、ハローワークへのインタビューでも、企業の傾向として挙げられた。

「専門職以外であれば、やはりその方が1人入ることによって、教育する手間がかかりますから、やはりクオリティ若干下がります、1人当たりの、全体としての。やはり母数の多いところから採用していくというやはり発想になります。」

(3) 国からの強制と啓発が必要

精神障害者を例にあげ、最初は国からの強制や啓発によって、同じ職場で仕事していくなかで、徐々に障害者に対する誤解が解けお互い理解できるようになると述べられた。HIV感染者についても、継続的な強い啓発が必要である。

「国が法制化して後ろから強力に押すようなまず仕組みを作って、ただ仕組みを作っただけだと不要に不安をあおるだけなので、やはりそれに伴って啓蒙活動であるとか、あるいは企業の人事担当者を集めての強制的なセミナーであるとかを並行してやっていく。今精神障害者が手帳を持てるようになったじゃないですか。でも『障害者中の精神障害者の方とか、知的障害者の方を何%採用しろ』というのは、今、現状にはないですね。ただ単に、『障害者として何%採用しろ』ということなので、そうすると、どうしてもああいう方っていうのは避けがちになるのです。だから、HIV感染

者もそれと同じような、似たような状態だと思いますので、そこが例えば、「企業のほうで精神障害者と身体障害者、知的障害者の方を1.8%のうちのまあ0.3%は精神障害者を採用しなさい」というようなことになれば、せざるを得ないところでなってくるのですが、そこが多分第1歩だと思うのです。で、入社して一緒に仕事をする中で「ああ、精神障害だといっても、薬で抑えているれば、別に普段はお酒も飲むし、別に普通の人なのだな」というのが理解できてくると思うのですけど。だから、努力義務だとちょっと難しいところが現状。これだけ、誤解と意識の隔たりが出ちゃうと、“努力義務”とか、“がんばりましょう”じゃ駄目だと思います。強制的になって10年もすれば、もうお互いに理解すると思います。」

(4) 企業とHIV感染者との歩みよりが必要

相互理解が少しずつ広がっていくためには、はじめの一歩が重要だと述べられた。

「『なんだかよく分かんないけど、怖い世界だな、あの世界』っていうふうになってしまないので、お互いに理解するってことが一番重要だと思う。会社側で努力することも必要だと思うんですけど、感染者の方も最初の一歩というのは『そんなに甘いもんじゃないんだよ』とおっしゃるかもしれないけど、やっぱ相互理解の最初の一歩って、お互いがやはり1歩というか、まあ半歩前に出ることだと思うんです。お互いに半歩出ると『ああ、なんだ、違うじゃない、何で今までこんなに漠然と怖がったのだろう』ということで、感染者と理解しあえる。うまくコミュニケーションとれて仕事をし

ているという企業がまず1社できれば、それから広がっていくのだと思うのです。」

2. HIV感染者の健康に関する就労環境

(1)通院に対する配慮

あらかじめ通院について知らせてあれば配慮できる旨や、その連絡にはメールを使用するなど、必要最低限の人にしか知らない方法もあると述べられた。

「手帳を持っていて、それで『ある程度必要な人間に知らせてもいいよ』というふうにおっしゃってくれている方であれば、有給休暇でなくても『その日はもう休んでいいよ』という形で配慮して、給与も削ることもないです。『周りには有休といつてきなさいよ』という感じで特別配慮でやってあげられます。」

「内部疾患ということですから、仕事上で制約は、多分少なくとも弊社に関しては、全くないと思うのです。で、本人さんが“過労”ということであれば、残業もさせないです。あとは通院に関しても、有給休暇を使うとか、その方が公表されているかどうかという問題もあると思うんです。」

「症状が悪化するというのはやはり命に係わることなので、その辺については少なくとも人事担当者と直属の上司には事前に言うべきだと思います。人事担当者はそのことを周りにしゃべるということは、職務の性格上絶対ありませんから。その辺は信頼関係だと思うのです。だから少なくともこの人だけには今の状況は常に報告。メールで今は何でもできるじゃないですか。2人で話していると、ばれちゃいますけど。メール等だったら分からないわけですから、

今も社内に障害を持っている方と、メールで『今こういう状態なので、きょうは早めに帰らしてもらってもいいですか』とかいうやりとりしている方もいます」

「通院のための休みはもちろんとれる。他の製造業に比べると意識は高いと思う。私のように過去に機会があれば勉強するが、きっかけがないとなかなか難しい」

(2)HIV感染者に特定した社内教育の実施状況と今後

教育は必要と思う一方、実際には実施されてはいない現状と、社内でセミナーを実施することはかえって病気をクローズアップするのではないかなどの意見が述べられた。

「例えば、人事が社員の健康管理のためにというので、うつ病のセミナーは頻繁にやっているのです。心の病気とかそういうのはあるんですけど、障害を持った方が周りに居たらどうするとかそういうのはないのです。うちの会社も法律を満たすための枠があって、わたしの部署に障害を持った方が今3人いらっしゃるのです。だからって別に普通に皆さん接しますし、まあどちらかと身体的なあれなのですけど。でも、皆さん集めてこういうセミナーしましようというような教育はないです。もし感染されている方がいらっしゃった場合は、多分そういう話し合いはしないと思いますし、まあ上司は知っていても、社員の人はもしかしたら話さないかもしれないかなっていう気がします」

「確かに教育が必要だとは思うのですが、会社にその方が入るからといって、そ

の時に改めてセミナーなり勉強会とかを開いてしまうと、あたかもその病気が特別なように作り上げてしまうという気がします。矛盾しているかもしれないんですけど」

「『普通の日常生活は問題ないですよ』といったものの、いろんな職種があって、インターネットを使ったものはどんな人でもできてしまうのです。そういうたちょっとした能力があればまったく問題ないです。まずはそういったところで活躍できるかをある程度提供して、徐々に会社として、『そういう病気の方もこうできますよとか、こうやったらいけませんよ』みたいなものができるような形になればいいのかなと思います。特別に勉強、勉強というと、逆に HIV 感染をクローズアップしてしまうのかなという感じがします」

「やはり予防の知識を勉強すると。じゃあ、なつたらどうなるのについても、通院して、薬を投薬すれば大丈夫だよと、制度もきちんとこういうのがあって」との教育が必要かなと思っているのです。」

(3) 子どものころからの教育が大事
障害者の方と接する機会がないことの弊害について述べられた。

「義務教育の時期から、病気について学ぶ、知るべき。」

「日本は海外に比べて HIV を隠したがる傾向がある、幼いころから障害者と接する機会があったほうが、大きくなつてからの偏見につながらない」

(4) 障害者であることが周囲にみえにくいでサポートしづらい。

見た目で障害があるとわからないので、産業医のほうからのサポートが有効なのではとの意見が述べられた。

「身体障害の方に関してはトイレやスロープにする面など対応している。そういう方は困っているのがわかりやすいのでサポートしやすい。HIV など周りにわかりにくい疾患の場合、サポートしづらいかも。産業医がいる」

(5) 上層部の対応

会社の上層部の対応について述べられた。

「上層部はちゃんとした知識を持っていいべき。オープンなら社員契約してもよいと思う。何かあったときの措置、対策は立てておくべき」

3. 企業の HIV 感染者に対するニーズ

(1) 本人からの申出がない限り特別扱いしない

身体への配慮はするが、それ以外は一般的の社員と同様に仕事をしてもらうのが基本的な姿勢であることを述べられた。

「弊社の場合は障害を持ってらっしゃるからとか、持っていないからとかそういうことで仕事の差別は絶対しないのです。それは逆にいうと、会社としてはその人のためだと思うし、特別な配慮はしない。当然、障害の部位によってはその分はちゃんと見てあげるのですが、重いものが持てなければ、持つてあげるというようなことはするのですが、それ以外に関しては本人からの申し出がない限りは、一切特別扱いしません。」

だから締めなんかの時期で忙しいときには、一緒に残業やってもらいますし、昼間の日の時間帯も一生懸命仕事をしてもらうというような感じで、今も内部疾患の方について対応しています。ただ、当然それによって、症状が悪化するというのはやはり命に係わることなので、その辺については、事前に少なくとも人事担当者と直属の上司には言うべきだと思います」

「一番やはり心配なのは体力的にどうなのかなというところです。管理する側としては、試算で、月の中でこれだけの人数がいるから大丈夫だろうという形で予定も組んでいますし。部下はあらかじめこの日は受診だとか言ってくれている。体力的に配慮が必要であることを知らないと、業務を与えざるを得ないです。残業であったり、例えば、重い物を持っていったり、立ち仕事で体力的にかなりきつい部分がありますので、分かってなければ、同じ業務をさせざるを得ないです」

(2) 個別の対応が必要

障害者に対して個別の対応が必要で、一般的の社員と調整しながら仕事をすすめていく現状を伺えた。

「個人個人に対応が変わる、その人のその状態がどういう状態かによって、やはりやっていただくお仕事とかも変わるんじゃないかなって気がします。この人はここができないけど、ここができるとか、ここができないから、この部分はほかの人にお願いして、こっちお願いしますとかそういう感じで。一人一人に違う対応が必要なんじゃないかなって気がするんです。今、同じ

部署にいる身体障害者の方は、ちょっと重い物が持てないとか、そういうところはほかの人にやってもらっていていう感じ、ほかの部分はやっていただくなっている感じで分けてやっているような気はします」

「会社とか、採用した上司とかによって対応が変わっちゃうじゃないかという気はします」

(3) 裁量勤務

裁量勤務の長所と短所について述べられた。

「以前の職場では裁量勤務だったので、成果があれば勤務は1時間でもいいっていう、実際そうなのですから。ほとんどの人は朝10時ぐらいに来て夜8時ぐらいまでやって、特に開発業務などだと納期とかも出てきて、そうするとどうしても残業せざるを得ない。で、誰も帰らないです。なぜかというと、みんなでやっているので1人だけ帰るというのがなかなかなくて、みんな遅くまで黙ってやっちゃう。そういう職場だとどんどん、普通の人でもどんどん体力的にきつく、疲れてきちゃたりっていう風邪もひきやすくなるし、わたしもよく風邪を引いてました」

(4) スキルがあれば一緒に仕事する仲間

感染よりも本人のスキルを重視する意見が述べられた。

「ある程度のスキルがあれば、全然、例えばHIV感染者であろうが、そうでなかろうが、まったく意識はしない。スキルがあれば一緒にやる仲間っていうイメージでと

らえています。スキルのない人と仕事するよりも、一緒に仕事をしたいという感じです」

(5)企業イメージとの関係

HIV 感染者を採用したとしたら顧客からの反応が気になるとの意見が述べられた。

「わたしは現場なので、もしそういう人がいたとしたら、それをお客さんがどう見るかを気にするんじゃないと思います。例えば、『あそこの支店にはそういう人がいるのだよ』っていうのを、どっちに受け取るのだろうと思うのはあります。HIV 感染者を採用したことを知ったとして、企業を高くみるか、『ええ、なんで』っていうのかなというふうに。社内もそうなのですが、社外もどう見るのだろうと思います」

4. HIV 感染者とのコミュニケーションと生産性

(1)職場に HIV 感染者がいるときの対処

HIV 感染者が同僚の中にいる場合と部下に持った場合のコミュニケーションについて述べられた。

「職場だと自分から嫌だなと思っても、ずっと一緒に、自分の意思ではどうにもできないもの、やはり、逆にそこで自分がどういうふうに交わっていいかっていうのもちょっと考えます」

「ちゃんと、『この人はこういう理由があって、こうなのよ』って説明をする管理者としての義務がありますので、やはり、日常生活は『こうこうこうで大丈夫だよ』ということをちゃんと現場スタッフにも話を

すべきだと思う。今現在、わたしがその人に対してしてあげられることっていいたら、やはり気を遣う『大丈夫?』って。普段からやはり声かけをしています。『無理だったら言ってね』っていう形で面談もちょくちょくしますし、それはでもほかのスタッフと一緒にします」

(2)HIV 感染者が働きやすい職場とは、周囲の環境と理解があるところ

インタビュー協力者はまだ、HIV 感染者であることをオープンにしている人と働いた経験がない。しかし女性の産休育休後の職場復帰について経験したことを例に、制度の導入後一時的には生産性が落ちるが、上層部がかわることによって、補充人員の充足も行われるようになり、いまでは職場復帰が定着していることに言及し、それは HIV 感染者の採用でも同様なのではと述べられた。

「うちの会社は女性が産休後みんな戻って来ますし、何かそういう働きづらいというのは、あんまりないのかもしれません。わたしが入行したころは、女性が結婚したら辞めるのが当たり前っていう感じで、戻って来る人って本当にいなかつたのですけど。今、時代の流れで、外部に対して女性をこれだけ環境よく整えてみたいたいなの、すごいわざとのようにやるじゃないですか。『これだけ女性活躍しています』みたいなことを今すごくやっているので、本当にみんな誰でも結婚してまた戻って来るのが当たり前になってきて、例えば、同じ支店で働いた中でも、『今、2人休んでいます』とか、というのがどんどん普通になってき

ました。最初は1人休むと、その分応援がくるわけじゃなかったりもするので、上の人たちにとっては、あまりよろしくないというか、昔はこんなじやなかつたのにとか、ありました。休み明けで戻ってきても、最初のうちは早く帰ったりだと、朝遅く来ていい、とかっていう制度になっちゃうので、「だったら普通の1人がいたほうがいい」という雰囲気だったのが、今は、段々当たり前になってきたので、やはり会社の制度というか体制というか、それもやはりすぐには無理で、1年、2年、3年、4年

とか経って段々普通になってきました。HIV感染にしても、周りの理解と慣れと、あと当たり前な環境かなと思います。ただ、それはすぐにできるかは分かんないですけど。赤ちゃんができるって、おめでたい話でも何年かかかったと思うし、同僚しても、やはり同じ仕事をして早く帰ったりするのを、同性としても『えっ』と思ったりするようなところから段々何年か経って、当たり前になってきたので、ちょっと周りの環境と理解とか制度とかかなと思います」

II . 資料

1. 企業の HIV 感染障害者に対する雇用環境について

【I.目的】

2007 年 8 月に行われた上場企業 1000 社アンケート（調査主体：（社福）はばたき福祉事業団）を元に詳細な分析を行い、企業の HIV 感染障害者に対する雇用意識・知識を明らかにし、HIV 感染に関する障害者雇用機会および継続の促進するための示唆を得ること。

【II.調査方法】

1.調査対象および調査内容

1) 抽出方法

上場企業 1000 社を四季報などより無作為抽出

2) 調査内容（項目）

- (1) 障害者雇用状況 (2) HIV 感染者の雇用受け入れ上の問題 (3) HIV に関する就労環境 (4) 属性

2.調査の実施

1) 調査手順

自記式質問紙による郵送調査を行った。2007 年 8 月に調査票を調査対象となる企業宛てに郵送にて配布。2007 年 9 月～10 月にかけて郵送にて（社福）はばたき福祉事業団宛に返送してもらった。

2) 調査票回収状況

有効回答数 39 社 (3.9%)

3) 集計解析

以下の調査項目について集計を行った後、関連要因の分析を行った。

調査項目（詳細）

【障害者雇用状況】

- (1) 現在の障害者採用の有無
- (2) 現在の障害者雇用人数および内訳（視覚障害／聴覚障害／肢体不自由／内部障害／知的障害／精神障害）
- (3) HIV 感染者雇用の有無および HIV 感染者雇用者人数
- (4) 今後 HIV 愄染者の雇用可能性
- (5) HIV 感染者の雇用にあたり必要な経験、資格および詳細
- (6) 労働時間の対応の可否
- (7) 障害者の雇用意向
- (8) HIV 感染者の雇用意向
- (9) HIV 感染者の社会的イメージ

【HIV 感染者の雇用受け入れ上の問題】

- HIV 感染者の職務能力
- HIV 感染者とその他同僚に対する安全配慮義務
- HIV 感染者とその他同僚のコミュニケーション
- HIV 感染者を雇用していることによる社会的イメージ
- 本人の体調不良・体調悪化
- 短時間勤務や配置転換など本人の体調に合わせた雇用管理面への配慮
- 生活面、医療面も含めた組織体制の確保
- 保険料の企業負担
- その他

【HIV に関する就労環境】

- (1) HIV に関する職場教育の有無
- (2) HIV 感染者の就労ガイドラインの存在の認識
- (3) HIV 感染者が法廷雇用障害者の算定対象であることの認識

【属性】

- (1) 会社名 (2) 業種 (3) 従業員数

【III.結果及び考察】

1. 障害者雇用状況

有効回答を寄せた企業 39 社のうち、障害者を雇用している企業は 38 社（97.4%）であつた。1 社あたり平均障害者雇用人数は 43.5 人。なお企業規模別傷害者雇用人数を表 3 に示した。今回の調査では、回収率が 3.9%、法廷雇用率 1.8%以上の企業が中心であるため、結果の解釈には注意を要する。

表 1
企業規模(n=39)

	度数	パーセント
55人以下	1	2.6
56～100人以下	1	2.6
101人～300人以下	4	10.3
301人～500人以下	4	10.3
501人～1000人以下	5	12.8
1001人以上	20	51.3
小計	35	89.7
不明	4	10.3
合計	39	100.0

表 2
業種(n=39)

	度数	パーセント
建設	2	5.1
繊維製品	1	2.6
金融・保険	1	2.6
化学	3	7.7
医薬品	2	5.1
鉄鋼	1	2.6
機械	2	5.1
電気機器	5	12.8
精密機器	4	10.3
不動産	3	7.7
卸売業	2	5.1
小売業	4	10.3
サービス	2	5.1
商社	1	2.6
運輸	4	10.3
不明	2	5.1
合計	39	100.0

表 3
障害者雇用人数(n=29)

規模	平均値	標準偏差	度数
56～100人以下	1.0	()	1
101人～300人以下	1.8	(1.0)	4
301人～500人以下	4.8	(4.9)	4
501人～1000人以下	7.0	(3.9)	5
1001人以上	80.0	(70.6)	15
合計	43.5	(63.1)	29

【III.結果及び考察】

2-1. HIV 感染者の雇用受け入れ上の問題

HIV 感染者の企業の雇用受け入れには二つの壁（障害者・HIV 感染者）が存在している。

障害者の雇用について積極的な意向を示した企業でさえ、HIV 感染者雇用を肯定的に考えている企業はわずか 15.8%。障害者雇用について現状を維持したいという意向を示した企業のうち、HIV 感染者雇用を肯定的に考えている企業は 0 %。なお雇用を減らしたいという企業からの回答はなかったため状況は不明である。

このことは、障害者受け入れに比べて HIV 感染者受け入れはさらに厳しい現状が示唆されている。全体として、HIV 感染者受け入れに対し肯定的な企業が少なく、障害者受け入れに積極的な企業でさえ同様の傾向が見られる。

企業において、障害者受け入れ、HIV 感染者受け入れには二つの壁があることを示している。HIV 感染者が、障害者として社会参加する上での障壁であるとともに、自らの障害をオープンにして安心して就労する上での障壁ともなっている。

表 4

障害者の雇用意向と HIV 感染者の雇用意向のクロス表

障害者の雇用意向		HIV 感染者の雇用意向			合計
		肯定的に 考えている	どちらでも ない	否定的に 考えている	
		度数			
障害者の雇用意向	積極的に雇用を増や したい	3	15	1	19
	%	15.8	78.9	5.3	100.0
	現状を維持したい	0	18	1	19
雇用を減らしたい	度数	0	94.7	5.3	100.0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0
	度数	0	0	0	0
合計	度数	3	33	2	38
	%	7.9	86.8	5.3	100.0

【III.結果及び考察】

2-2. 企業における HIV 感染者の雇用受け入れ上の問題

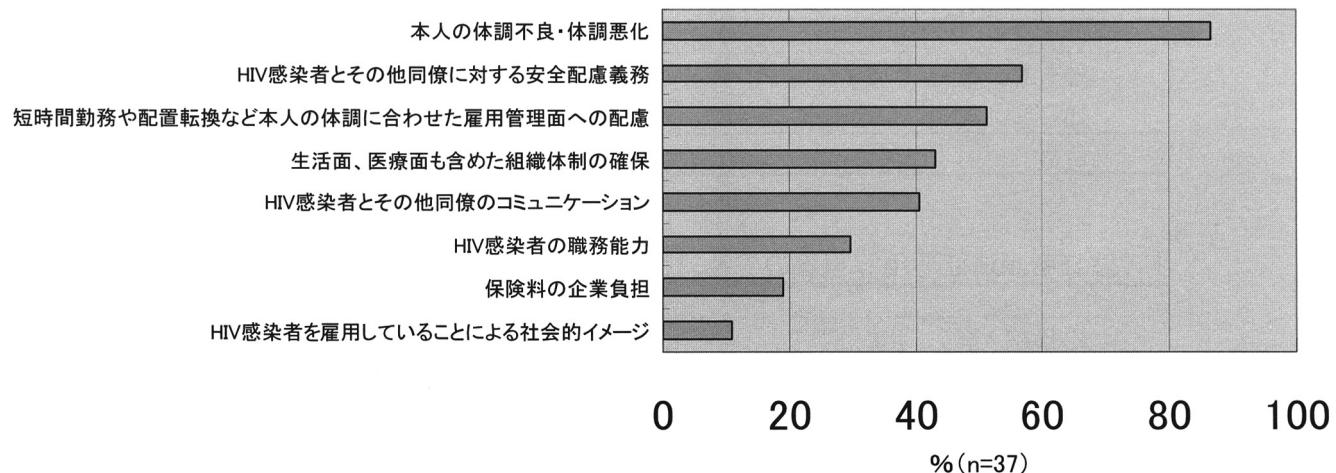
企業における HIV 感染者の受け入れ態勢は必ずしも整備されていない。

企業における HIV 感染者の受け入れ上の問題としては、①本人の体調不良・体調悪化（86.5%）に続き、②HIV 感染者とその他同僚に対する安全配慮義務（56.8%）、③短時間勤務や配置転換など本人の体調に合わせた雇用管理面への配慮（51.4%）、④生活面、医療面も含めた組織体制の確保（40.6%）と続いた。

以下、HIV 感染者とその他同僚のコミュニケーション（40.6%）、HIV 感染者の職務能力（29.7%）、保険料の企業負担（18.9%）HIV 感染者を雇用していることによる社会的イメージ（10.9%）と続いている。

近年、HIV をめぐる治療環境は向上しているにもかかわらず、企業における HIV 感染者の受け入れのための環境整備は必ずしも整っていない。企業において、体調不良・体調悪化、他の同僚への影響などを主な理由とした、HIV 感染者の就労可能性に対する疑義が前提にあることが読み取れる。このことは、企業の HIV 疾患への理解が以前と変わっていないことや、HIV に対する差別・偏見などから、環境整備の遅れが背景にあると考えられる。

表 5 企業におけるHIV感染者の受け入れ上の問題



【III.結果及び考察】

3-3. HIV に関する就労環境

企業における HIV の知識の啓発・啓蒙が遅れており今後重要な課題

HIV に対して、企業の無理解と無関心が浮かび上がる。このことは、社会全体として、HIV 感染者が就労するためには自らの障害をクローズにせざるを得ないほど厳しい差別・偏見にさらされていること、また、サポートを得られにくく、孤立しやすい状況を示している。

HIV に関する職場教育が行われていると回答した企業は全体の 5 % (表 1)。また、HIV 感染者の就労ガイドラインの認識も 25% にとどまる (表 2)。また、HIV 感染者が法廷雇用障害者の算定対象であるとの認識も全体の 4 割弱にとどまった (表 3)。全体として企業が HIV に関する理解のなさや無関心が背景となっている。企業に対する HIV の知識の啓発・啓蒙が今後重要である。

表 6

HIVに関する職場教育の有無

	度数	パーセント
有効 行われている	2	5.1
行われていない	37	94.9
合計	39	100.0

表 7

HIV感染者の就労ガイドラインの存在の認識

	度数	パーセント
知っている	10	25.6
知らない	29	74.4
合計	39	100.0

表 8

HIV感染者が法廷雇用障害者の算定対象であることの認識

	度数	パーセント
知っている	15	38.5
知らない	24	61.5
合計	39	100.0

2. HIV 感染者に対するフォーカスグループインタビュー調査報告

A. 実施概要

1. 日時 平成 19 年 9 月から 11 月
2. 場所 北海道、岐阜
3. 目的
 - (1) HIV 感染者の就労に関する不安の把握
 - (2) HIV 感染者の就労状況の把握
 - (3) HIV 感染者の就職活動状況の把握
4. 対象 北海道と岐阜に在住の薬害エイズ被害者とその母親
5. 実施分析担当者
南島多麻美、石谷誓子

B. インタビュー結果報告方法

本報告では 8 回行った HIV 感染者へのフォーカスグループインタビューにおいて、その内容を音声に録音し、テープ起しした記述について、内容分析法及び記述分析法を用いてまとめた。

C. インタビュー結果

1. 就労に関する不安

(1) 生きられる不安

本調査の対象者の大半は血友病を持ち、一般の人ほど長生きはできないと考えていた人たちであった。その中で、血液凝固製剤は血友病の治療に朗報をもたらしたが、当時“不治の病”と恐れられていた AIDS の病原体である HIV に汚染された血液製剤が投与され、血友病と同時に HIV/AIDS という重荷を負うことになってしまった。近年の AIDS 発症を抑える薬物療法が確立されるまでは、対象者の大半は“長くは生きられない”という大前提のもとで現在の生活に至っている。従って彼らに特有の“生きられる不安”に対する心の変化や血友病および薬害エイズ被害者である若者に対する理解

が述べられた。

不安に対する心の変化：「とりあえずがんばって生きていこう」「昔はビジョンより一日を長く生きていくこと、長く生きてきて不安になってきた」

若者に対して：「長く生きられることが辛くなつた」「燃え尽き症候群」「社会での居場所がないから引きこもる」「目標を作つてあげる」「役割があれば時間を感じるのでは」

(2) 将来の不安

将来についての不安は、今後の病気の経過、病気に対する偏見、高齢化の問題、収入や仕事についての不安が述べられた。

病気について：「薬剤耐性」

高齢化について：「高齢化」「周りのサポートが必要」「子どもも大きくなる、自分は年をとる」

収入について：「経済状態」「体調」「収入が不安」「奥さんが働くだけでは無理」

仕事について：「約束されていない」「いつまで仕事が出来るか、続けられるか」「就職しても安定しない」

全般：「5 年後の目標を聞かれても答えられない」「現状でいっぱいだ」「一般の人が思う不安と同じ」「毎日が不安、不安が付きまとつ」「HIV、C 型肝炎、血友病の偏見、どこから手を付けたらいいかわからない」

(3) 就職活動不安

就労への意欲はあるが、企業側の病気や治療への理解がないこと、就職につながらないことへの不安、仕事をしたくても出来る仕事が限られてしまうこと、今現在仕事ができる状況ではないが、なんとか仕事が

できるようにしたいという意欲などが述べられた。

「次の面接も病気を理解してもらえないのか」「何とかして職を得たい、どこかとつて欲しい」「食っていかなければならない」「親がいつまでもいるわけではない」「毎日家にいる事が苦痛、どうやって時間をつぶすのか」「家にいると近所でうわさされる」「がんじがらめで仕事が出来ないが食べていかなければならない」「仕事を見つけて欲しい」

(4) 仕事と健康不安

無理をすると体調を崩し仕事が継続できない、いつまで今の健康状態が続くのかなど、仕事の継続と健康状態のバランスをとることの困難さが述べられた。

「体調で左右される」「無理は出来ない」「体が付いていかなかつたらしようがない」「健康不安により 3 年後 5 年後の見方も変わってくる」「仕事の中で体調維持の目標を持つ、中期と長期の目標を持つ」

(5) 職場での不安

職場において同僚などに自分の病気が知られることへの不安、周囲への告知の時期を図っていることについて述べられた。

職場への告知：「すぐに言わなかった」「いう必要のない働き方だった」「個人的に親しくなると言うことはある」「薬を使うとレセプトが高額になるから知らない人が不審があるので今は言っている」

病気が知られる不安：「血友病は保険証をもらうときに分かってしまうので悩んだ」

(6) 差別不安

病気に対する悪いイメージ、就職や職場で差別されたり、偏見を持たれるのではないかという不安について述べられた。

差別・偏見：「差別・偏見がいっぱいある」「うつるという不安」「忌まわしいイメージ」「出だしが悪かった」「イメージがダーク」「レッテル」

就職での差別：「内定をもらいながらも取り消しになった」「仕事を制限される」「理解されない時期が続いた」

職場での差別・偏見：「解雇」「理解のない人はいる」「ショッキング」「障害者という色目」「表立ってないが陰で何を言わわれているかわからない、気にしないようにしている」「忘れた」「特にない」

2. 就職活動状況

(1) 就職の現状と制約

居住地域の不況によって就職が困難であることや、身体的なハンディキャップのため仕事の選択が限られてしまうこと、公務員志向であること、企業面接で治療のための通院が理解されなかつたことなどが述べられた。

地域全体が不況：「HIV 感染者だけではない、辛い」「仕事を探していない人々は本当は働きたいが踏み切れない、働いている人はやっとの思いでここまで来た」「遠隔地や僻地に住んでいるので求人が少ない、仕事がない」「砂浜に投げたダイヤモンドを探すようなもの」

身体的ハンディキャップ：「(HIV という前に血友病だから) 選択肢は多くない。大体決められているので、好きであろうとなからうとその範囲でやっていくしかない」「肉体労働の求人は結構あるが出来ない」「自宅から近いところを選択」「公務員試験は難し

いので、大学の先生に勧められて事務職にした」「ピアからの仕事の誘いで事務所の仕事を選んだ」

公務員志向：「民間企業は想えていなかった、楽そうだから公務員限定」「自分の身体を考えて楽な職場を探す」「公務員以外は勤まらないと思っていた」「公務員試験は障害者と一般の両方受けたが落ちた」「市役所の障害者枠で受けようとしたが病気が知られてしまってやめた」「市役所の障害者枠で受けたが、2次試験の健康診断と作文で落ちた」
企業面接：「1ヶ月に1回の通院の事を言うとはじかれた」「障害者枠で就職しようとしたが通院の事を言うとアウト、門戸は狭い」「地域障害者職業センターの方も面接で説明してくれるがだめだった」

(2) ハローワークで仕事探し

ハローワークを利用することの利点や職探しの苦労について述べられた。希望する就労支援の希望や障害者枠の使用についてはすでにハローワークや地域障害者職業センターで取り組まれていることもあるので、そこでのサービス内容があまり知られていない、あるいは誤解されて伝わっている可能性があると思わせられる内容が述べられた。

ハローワークのメリット：「しょうがない」「別のルートでは探せない」「きちんとした情報が得られる」「通って顔なじみになった」「親切に教えてくれる」「適切なアドバイスが得られた」

職探しの現状：「苦労した」「根気よく行くしかない」「生きていかなきやならないから頑張った」「何回落ちたか分からない、落ちても前より少しいい反応になる、落ち方も覚えた、落ちるのは当たり前、一度であきらめたら情けない」

障害者枠：「障害者枠のほうが職場に理解してもらえる、せっかくあるから利用しない手はない、(但し)一度使うと一生使うしかない」「面接で病気の詳細を聞かれることはない」

希望する就労支援：「具体的な支援環境が欲しい」「職業訓練」「職業適性検査」「資格習得」「面接の練習」「何か目標を作る」「二トと一緒の授業」

3. 就労状況

(1) 以前の仕事を辞めた理由

社会の認識が低いときの苦労や体調悪化による退職について述べられた。

「不当な理由で解雇」「体調を崩してやめた」「社会の認識が乏しい時代は苦労した」「体調が悪くなりここにいたらまずいと思った」「発症してから仕事も住宅も奪われた」「本当は辞めたくなかった、泣く泣く辞めた、死んでも仕事を完成させるほうが幸せだったかも」

(2) 今の仕事について

就職しているHIV感染者の状況について、主に通院、給料、職場での人間関係、働く意義などについて述べられた。

今の仕事：「そんなに難しくない」「仕事をためない程度にがんばっている」「通院と体調でフルタイムでは仕事できない」「就労時間は夜7時まで、土日が休み」

通院：「融通が利く」「理解してくれる」「不自由はない」「気を使ったが開き直れる」「特に詮索されない」「代休を使って通院」「有給で午前中休む」

給料：「安い」「自立が不安」「時給でも少しずつ上がる」「報酬に見合った仕事を自分が出来るかどうかが問題」「対価に關係なく仕

事というものがある」

人間関係：「多少の苦労はあるが、思ったほどではない」「一般的なことを除けば別にならない」

仕事のネガティブな面：「面倒くさい」「仕事が単調」「忙しいときは夜 10 時まで仕事をしている」

仕事のポジティブな面：「一日終わるとほっとする」「気持ちがすっきりする」「刺激がある」「押しつぶされない程度の負荷は多少必要で、病気の事を忘れていられる」「余計なことを考えない」「仕事に没頭できる」「仕事があるから休みや遊びが楽しい」「頭で考えているよりは仕事ががんがん出来る」

仕事とは：「働く事が必要」「経済的理由」「社会とのつながりを持つ」「働くことに意味がある」「お金ではない」「障害や病気があっても働く事が大切」「毎日家にいることの苦痛（どうやって時間をつぶすのか）から逃れるため」

休んだときの心理：「気を使った」「申し訳ない」

（3）希望する仕事について

希望する仕事について、前向きな意見からかなり消極的な意見まであり、さまざまな心理状態にあることが推測された。

「自分のやりたいことをやる、出来ることがあつたらやってしまう」「自分が一生懸命になれる仕事があるといい」「徐々にステップアップできるような仕事のやり方がよい。でも仕事の比重を増やして体調が悪くなるのは嫌だ」「仕事を探している時間のほうが長い」「やりたいという事がほんとにない」

（4）再就職について

社会とのかかわりや経済的理由から再就

職を希望している発言が得られた。しかし治療のための通院が企業に理解されない、あるいはそのために仕事が出来ないなど、通院が就労への足かせになっている様子が語られた。就職後も同様に通院に関わることが大きなストレスとなっていることが述べられた。

なぜ再就職を決めたか：「離婚」「引きこもられない」「社会とかかわりたい」「収入を得るために」「障害者年金だけでは暮らせない、蓄えもいつかは尽きる」「周りからこれやってと頼まれた」

再就職の就職活動と制約：「血友病だとどこに行っても大概だめ、薬害の和解前とあまり変わっていない」「企業が障害者の就労について勉強しようと思わない・理解しようと思わない」「月 1, 2 回の通院のために働けない、通院のために仕事が出来ない、理解が得られない」「大企業も中小も、通院を理解されないのがストレス」「面接で病気の事を詳しく言わなくていい、就労の準備、就労の準備の必要な仕事を選ぶ」「血友病に関連する障害があつて仕事の選択に制限がある。主に事務職なら可能だが、企業は女性を希望していることが多く、ハローワークが企業を説得しても断られる」

再就職後：「内服は人にみられることが少くなりストレスはない」「通院がストレス」「休むことは最初のうちはいいが、そのうち周りが心配の目で聞いてくる」「休みを取るのは簡単だが理由を言うのが難しい」

4. HIV 感染者と医療機関との関係

HIV 感染者の就労準備や就労継続のためには雇用側の理解だけでなく、通院している医療機関の配慮や協力が必要不可欠であることが述べられた。

病院との関係：「医療機関から見放されない事が支え」「仕事に支障がないように薬の処方などのサポートして欲しい」「残業があるために投薬時間を夜に変更した」「以前接客業をしていたが人工股関節施術をした後病院から」接客業には戻るな、戻るなら病院から出ろ、後の保障は出来ない“といわれ仕事のポジティブな面：「一日終わるとほっとする」「気持ちがすっきりする」「刺激がある」「押しつぶされない程度の負荷は多少必要で、病気の事を忘れていられる」「余計なことを考えない」「仕事に没頭できる」「仕事があるから休みや遊びが楽しい」「頭で考えているよりは仕事ががんがん出来る」

仕事とは：「働く事が必要」「経済的理由」「社会とのつながりを持つ」「働くことに意味がある」「お金ではない」「障害や病気があっても働く事が大切」「毎日家にいることの苦痛（どうやって時間をつぶすのか）から逃れるため」

休んだときの心理：「気を使った」「申し訳ない」

（3）希望する仕事について

希望する仕事について、前向きな意見からかなり消極的な意見まであり、さまざまな心理状態にあることが推測された。

「自分のやりたいことをやる、出来ることがあつたらやってしまう」「自分が一生懸命になれる仕事があるといい」「徐々にステップアップできるような仕事のやり方がよい。でも仕事の比重を増やして体調が悪くなるのは嫌だ」「仕事を探している時間のほうが長い」「やりたいという事がほんとにない」

（4）再就職について

社会とのかかわりや経済的理由から再就

た」

職業訓練の制約：「病院にいかなくてはならないので地元から離れられない。もし移動したらその場所での病院の手配が大変。3ヶ月コースでも受診のために帰ってこなければなければならない。」「診療時間が平日で採血の時間に制約がある」

なぜ再就職を決めたか：「離婚」「引きこもれない」「社会とかかわりたい」「収入を得るために」「障害者年金だけでは暮らせない、蓄えもいつかは尽きる」「周りからこれやってと頼まれた」

再就職の就職活動と制約：「血友病だとどこに行っても大概だめ、薬害の和解前とあまり変わっていない」「企業が障害者の就労について勉強しようと思わない・理解しようと思わない」「月1,2回の通院のために働けない、通院のために仕事が出来ない、理解が得られない」「大企業も中小も、通院を理解されないのがストレス」「面接で病気の事を詳しく言わなくていい、就労の準備、就労の準備の必要な仕事を選ぶ」「血友病に関連する障害があつて仕事の選択に制限がある。主に事務職なら可能だが、企業は女性を希望していることが多く、ハローワークが企業を説得しても断られる」

再就職後：「内服は人にみられることが少くなりストレスはない」「通院がストレス」「休むことは最初のうちはいいが、そのうち周りが心配の目で聞いてくる」「休みを取るのは簡単だが理由を言うのが難しい」

4. HIV 感染者と医療機関との関係

HIV 感染者の就労準備や就労継続のためには雇用側の理解だけでなく、通院している医療機関の配慮や協力が必要不可欠であることが述べられた。

3. HIV/AIDS のイメージ(企業、ハローワークへのグループインタビュー事前質問票より)

平成 19 年 12 月から翌年 2 月にかけて、企業、ハローワーク、地域障害者職業センターの方へのフォーカスグループインタビューを実施した。その事前質問票で HIV/AIDS のイメージについて聞いた。無関心なものから “怖い” イメージ、差別・偏見の対象、治療がすすんでいる、支援の対象など回答が得られたので以下に示す。

「特になし、(一般的な薬害エイズの報道等)」

「あまり関心はない。差別意識もあまりない」

「薬害のイメージ、具体的なことはよくわかつていません」

「出始めの時期は知識不足による偏見もあったが、啓発・広報活動の普及につれ、現在は特段特別なイメージはない」

「怖い病気、自分とはあまり関係がない。よく知らない」

「治らない、不気味、わからない」

「センシティブ」

「怖いイメージ、治らない病気、母子感染、薬害エイズ、以前はアフリカ、アジアで感染者が多いという認識だったが、今は日本でも当たり前にある感じ、他人事とは思えない」

「血液で感染する病気。あまりよいイメージはない」

「当初は “恐ろしい病気” のイメージだったが、現在は多くの病気のうちの一つというイメージ」

「イメージだけが先行して、社会的偏見が一人歩きしている。障害者の範囲の中では特異な存在」

「“怖い” イメージ。しかしきちんと服薬すれば発症を抑えられることは知っている。間違った情報で偏見や差別があるので、国や企業、マスコミは正しい情報を発信し、学校や企業で教育して、社会全体で病気と闘うことが大事」

「日々増えている。国として予防に力を入れるタイミングがずれており、増加をとめることができていない。同性間の感染に対し偏見がある。医療者も含め、情報が足りていない。特別な疾患ではなく慢性疾患として扱われるべき疾患」

「免疫機能が著しく低下し、日常生活に支障をきたす」

「薬害による感染、性感染、よい薬ができる早期治療開始により、発症を防げる。社会からの差別を受けやすい。教育・啓発が重要。」

「HIV は体液に感染し、感染力は弱く、血液精液による場合が多く、感染者の血液にふれただけでは感染しないので、一般的に普段生活している中での感染はまれである」

「当初に比べ活発に活動されている方もおり、社会的にも認知が進んでいると思います。」

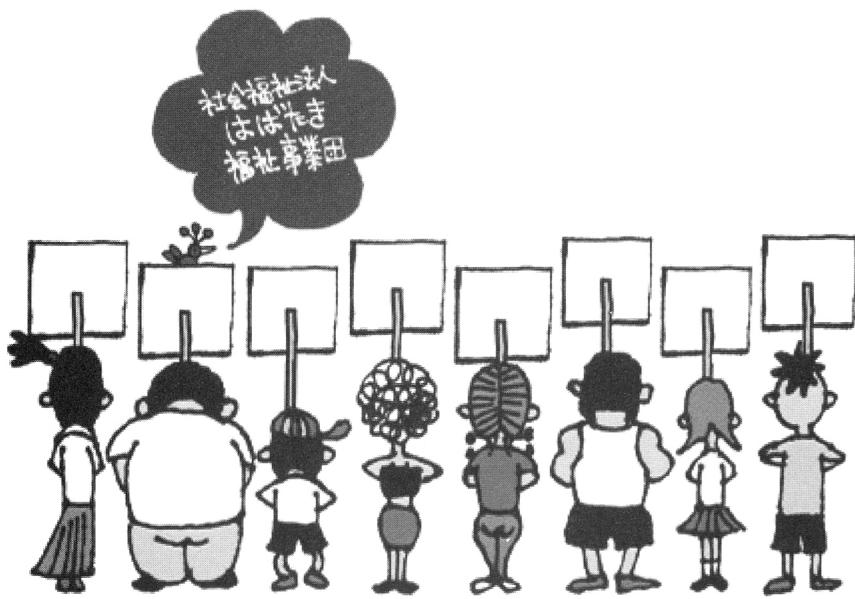
「就労支援に関しては、ハローワークに登録される HIV 感染者が極めて限定的であり、制度は整っているが、事例等は限定されている。企業の理解が必要不可欠と考える」

「障害者法の身体障害者として、支援対象者と思っている」

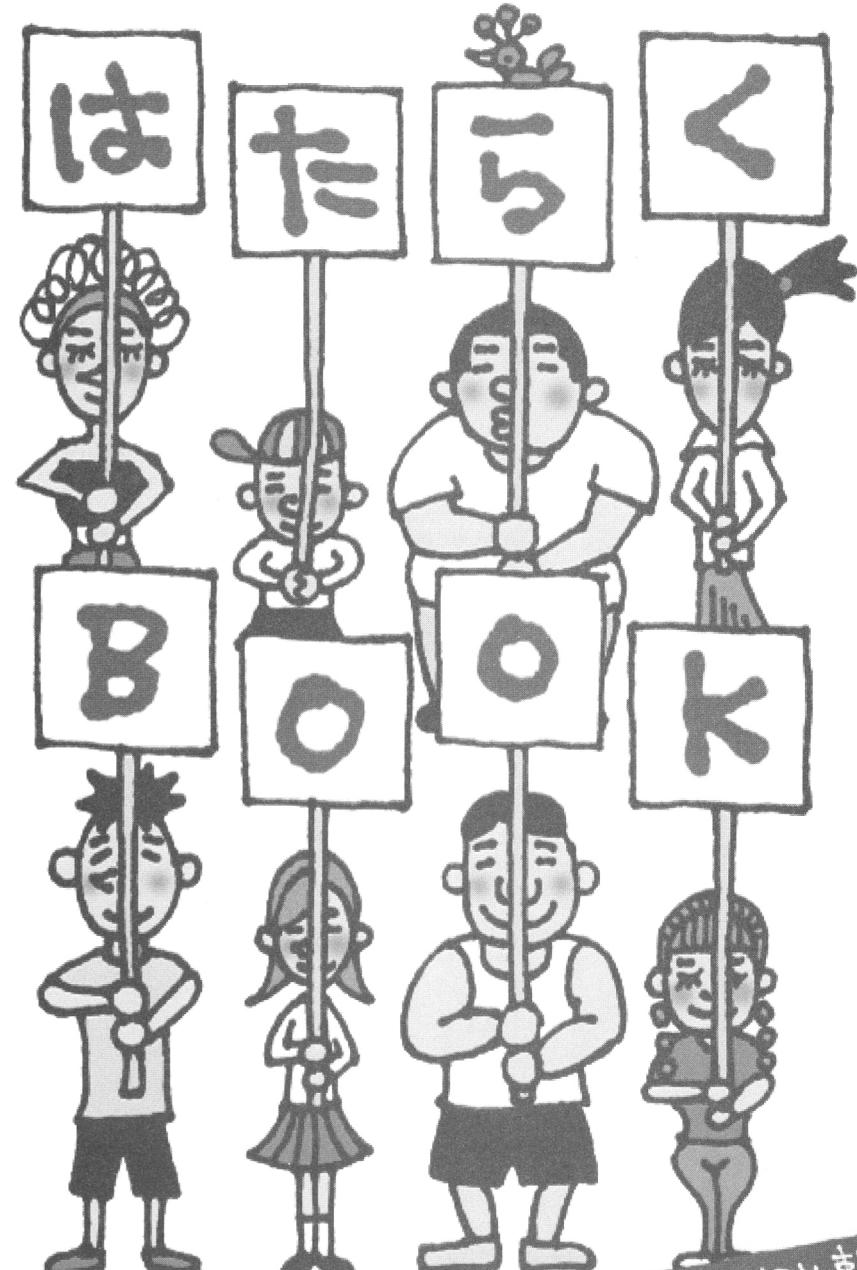
「就労支援の必要な方、社会の中で孤立しやすい障害」

「身体障害者のうち内部障害者」

III. 研究成果の刊行物



HIV感染者の就労環境向上のために



はばたき福祉事業団



身体障害者福祉法により1998年4月からHIV感染者は

「免疫機能障害」として身体障害者認定を受け、

身体障害者手帳の交付を受けることができるようになりました。

これは薬害エイズ訴訟の和解の恒久対策の一環として定められました。

和解協議の頃から、手帳の交付によりHIV感染者が社会防衛の対象から

社会福祉の対象となり、疾患のイメージを良い方向に変えることで

HIV/AIDSに対する差別・偏見を解消し、

社会参加への足がかりとなるよう力を注ぎました。

社会福祉法人はばたき福祉事業団としては、求めて実現した

免疫機能障害の手帳の活用状況に常に关心を示しています。

今回、HIV感染に係る障害者自立支援総合支援プログラム等

研究開発事業(厚生労働省)の一環として、

就労を通じてひとりでも多くのHIV感染者の生活の質の向上に

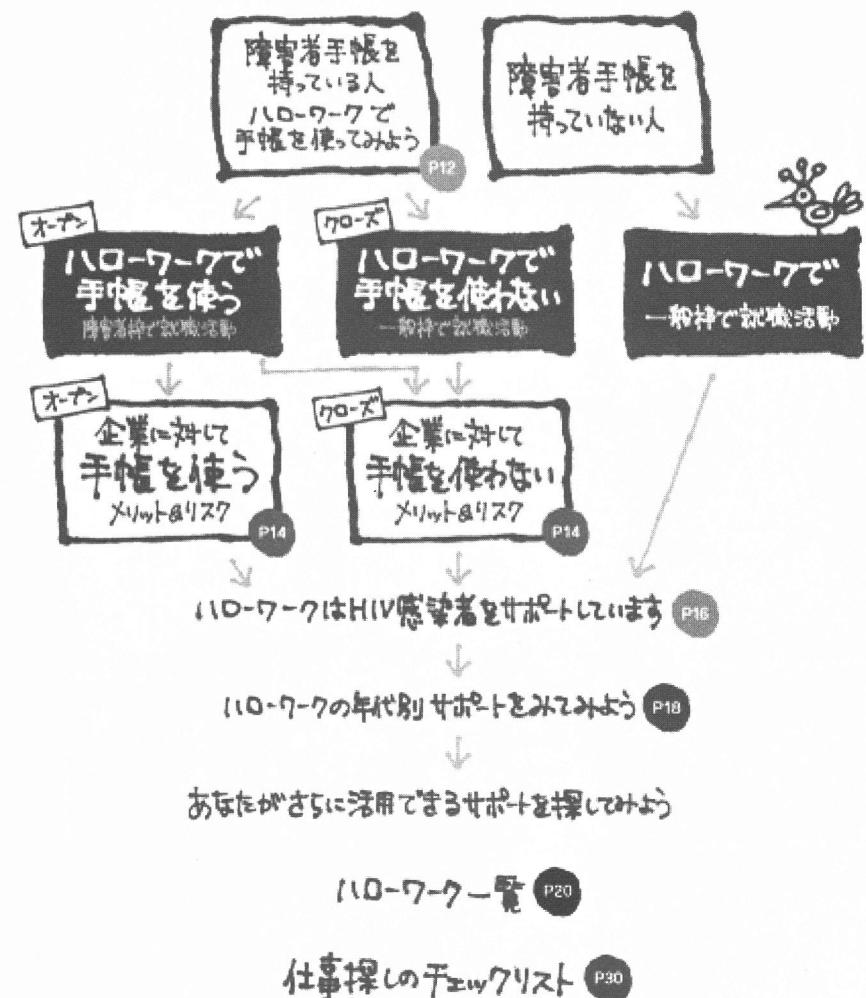
寄与することを願い、この小冊子を作成いたしました。

もくじ

仕事を探すならハローワークに相談してみよう P6

HIV感染者が抱える不安 P8

貴重な労働力として社会からの期待 P10





仕事とは

- 働くことに意味がある
- 収入を得るために
- 社会とかかわりたい
- 障害者年金だけでは食べていけない
- 親の高齢化
- 没頭でき、病気のことを忘れられる
- 生活にはりができる



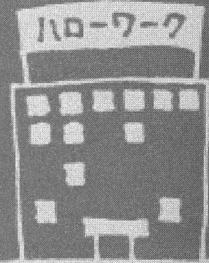


仕事を探すなら ハローワークに相談してみよう

HIV感染者の仕事探し、まずはハローワークに相談してみよう。

障害者手帳をもっている人も持っていない人もハローワークに行ってみよう。手帳をもっている人が、ハローワークで手帳を使う(オープン)、使わない(クローズ)は自由です。一度手帳を使ったからといって、ずっと障害者枠になることはありません。一般枠でも就職活動ができます。

求職のときに、企業に対して手帳を持っていることを言う(オープン)、言わない(クローズ)も自由です。企業ごとに言うか言わないかを選択できます。

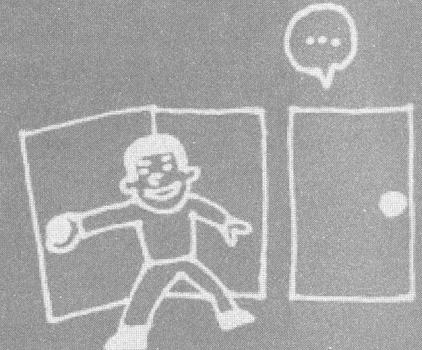




HIV感染者かい 抱える不安

私、困っているんです

- ・体調に左右される
- ・無理はできない
- ・病気の理解に対する不安がある
- ・通院への配慮がない

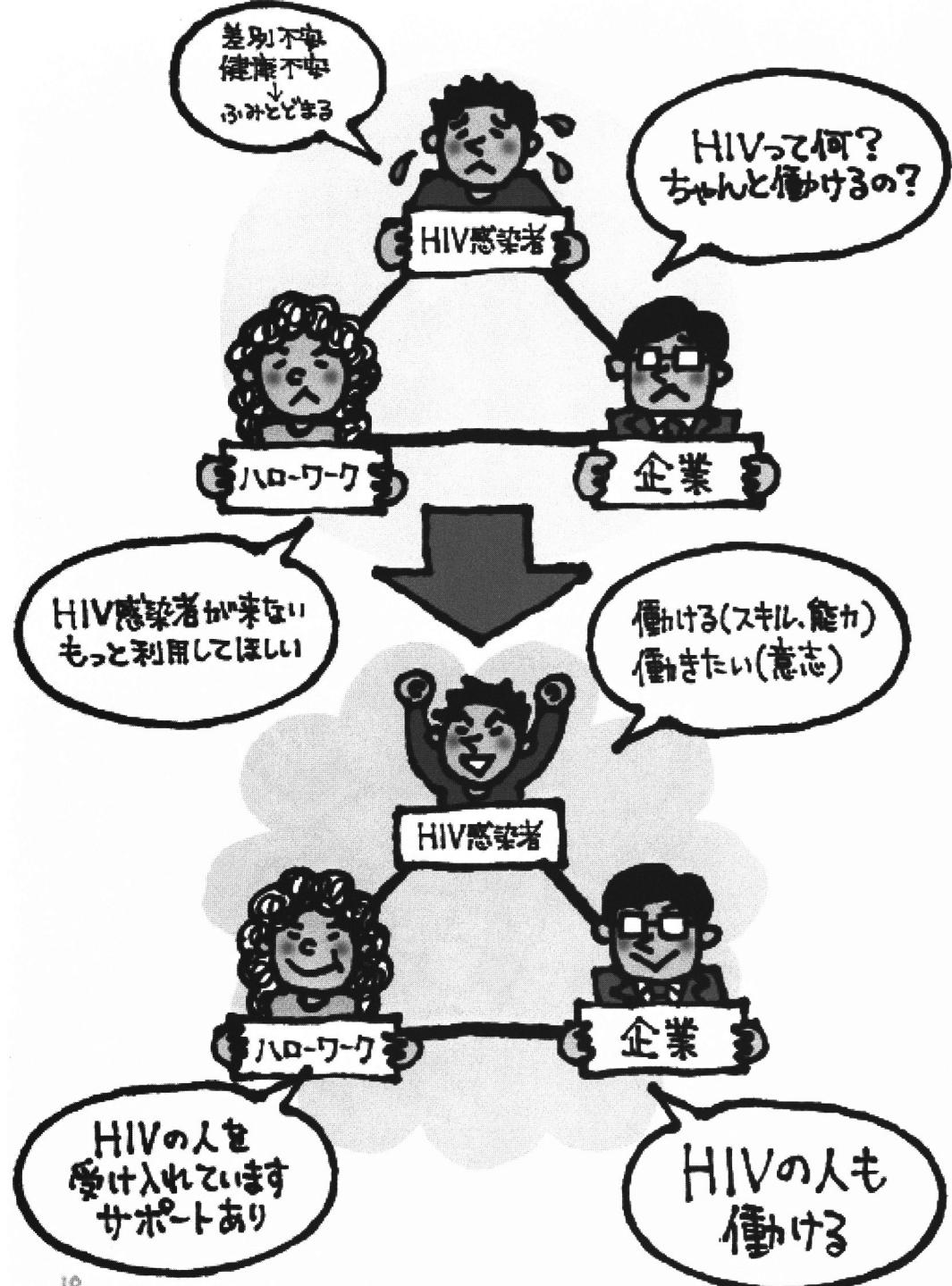


障害者手帳の活用は出発点だが

- ・実際にはオープンVSクローズの壁
- ・背後には根深い差別不安、健康不安の存在
- ・クローズで就職した人は、体調不良になったときにそれを会社に言えず、無理をして仕事を辞めざるを得なかった例が報告されている

企業のHIV感染者の受け入れは厳しいのでは

- ・病気に対する正確な情報の不足によって、「感染不安」が根強い
- ・障害者の法定雇用率は単に「障害者を1.8%採用」、
そのなかで免疫機能障害者の雇用は避けがち(HIV感染者の声)

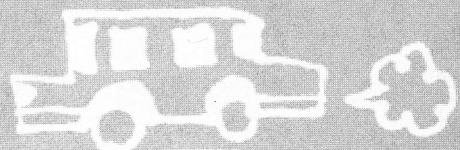


貴重な労働力として 社会からの期待

HIV感染者はHIV/AIDSについての差別不安や健康不安を抱え、はじめの一歩が踏み出せずにいます。

ハローワークでは、たくさんのHIV感染者がもっと利用してくれることを望んでおり、支援策を提示した上、障害者職業センターとも連携して、共に就職活動をしていきたいと考えています。

企業は障害者の法定雇用率の達成に努力しており、HIV感染者は障害者全体の一部としてとらえています。現状ではHIV/AIDSへの理解が進んでいるとはいえませんが、一方で生産性の向上に貢献してほしいとの要望があります。



ハローワークで手帳を使ってみよう



専門的支援が受けられる=制度の活用

① 就職準備支援（職業相談）

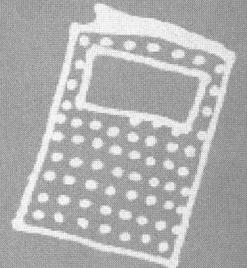
1人で悩まなくてよい
適切なアドバイスがもらえる
現状を理解しサポートしてくれる
ハローワークと連携している傷害者職業センターにおいて、
職能評価やジョブトレーニングを受けることができる

② 求職活動支援（職業紹介・面接）

面接同行
トライアル雇用

③ 職場適応支援（就職・定着支援）

ジョブコーチ支援
アフターフォロー
充実した職業生活を送ることが目的



ナリット

リスク



オープン＆クローズの メリットとリスク

ハローワークで手帳を使用する・しない、
企業に対して手帳を使用する・しないは、自由だ！

オープン
で園

メリット

- ・自分に合った仕事が選べる
- ・働きながら治療ができる（通院、健康不安への配慮）
- ・仕事が長続きする（体調について話せることで、精神的負担が解消、無理しなくてよい）、など

リスク

- ・ハラスメントやいじめにあうかもしれない
- ・差別されるかもしれない
- ・偏見の目でみられるかもしれない、など

クローズ
で園

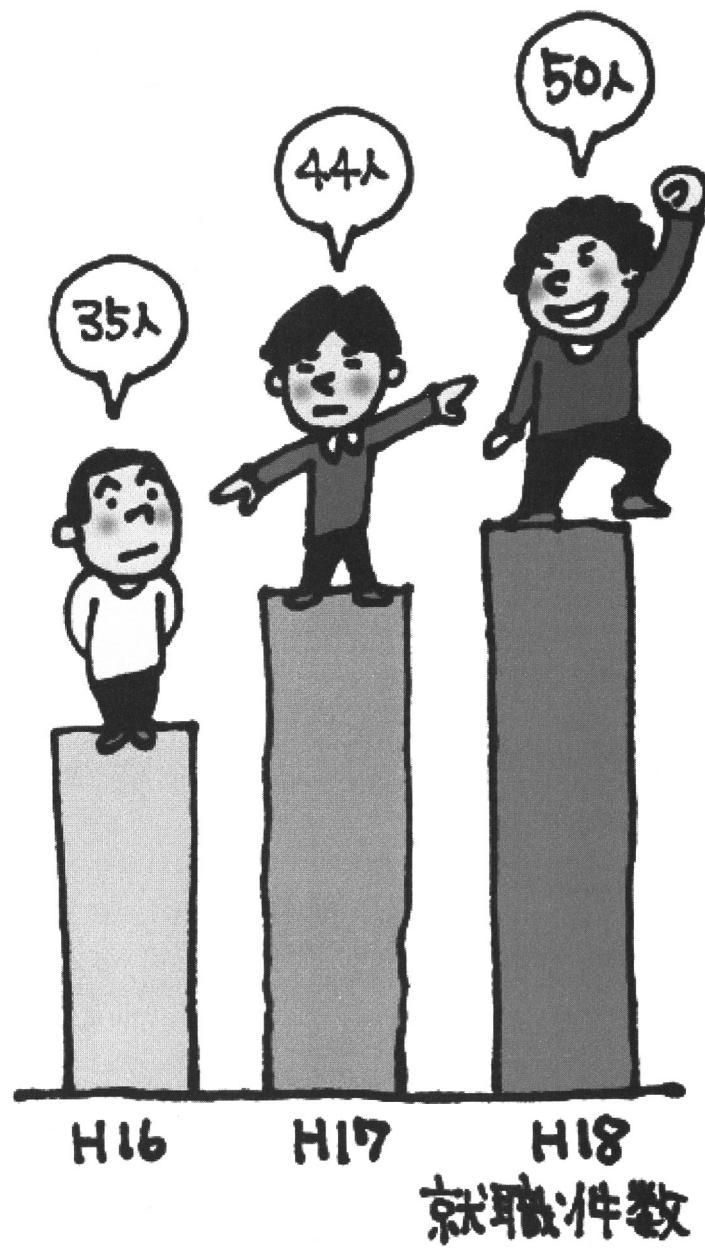
メリット

- ・病気を理由にしてのハラスメントやいじめにあわない
- ・差別されないかもしれない
- ・偏見の目でみられないかもしれない、など

リスク

- ・体調不良を言えない
- ・健常者として扱われる所以、無理して結局辞めざるえないはめになる可能性がある、など





ハローワークはHIV感染者をサポートしています

免疫機能障害者の就職件数

H16年度 35人(うち25人が重度 71%)

H17 44人(28人 64%)

H18 50人(35人 70%)

*重度とは、主に手帳1、2級の方(厚労省調べ)

免疫機能障害者の障害者手帳の所持

約2000人(H13)

7338人(H18)(身体障害者実態調査)



ハローワークの現状

東京では28名だが、HIV感染を明かさないで就職している人が多い
(H18年度)

大阪では10数人の新規登録者
(H20年1月現在)

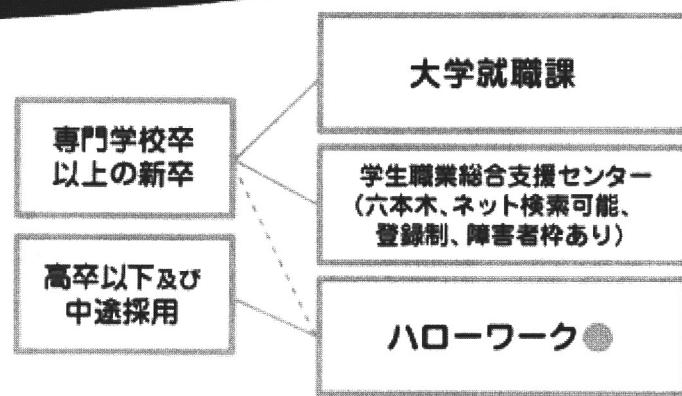
福岡では9名の登録者中4名が就職、うち2名がクローズで就職したが、
無理がたたって辞めた。残りの2名はオープンで就職し継続中。
(H20年2月現在)

仙台ではH18年度2名の登録者のうち1名が自力で探し企業に就職。
もう1名は企業に応募しつつ、H20年3月まで職業訓練中。

(H19年度HIV感染に係る障害者自立総合支援プログラム-企業、ハローワークへのフォーカスグループインタビュー調査)

いじわるの 年代別サポートをみてみよう

20代新卒
第二新卒



ハローワーク(20代に同じ) ●

障害者職業センター

YES(若年者就職基礎能力支援事業)

障害者就労支援センター(区市町村)

ジョブカフェ、若者サポートステーション

職業訓練校(都、6ヶ月~1年)

障害者職業リハビリテーションセンター
(国、所沢 6ヶ月~1年)

委託訓練(NPO、企業など3ヶ月程度)

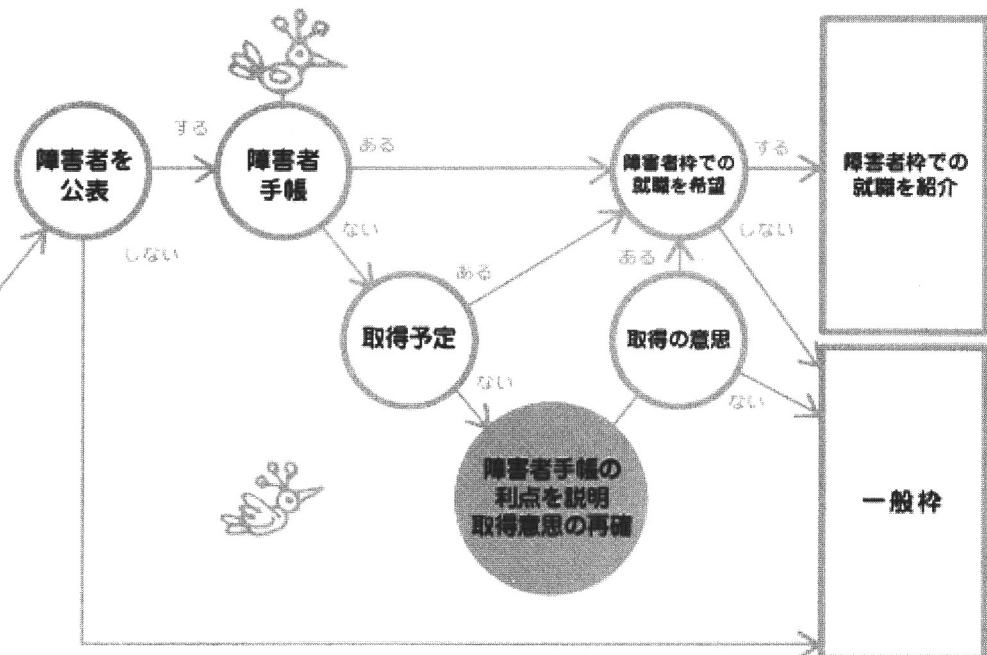
自助努力、専門学校など、技術を要しない仕事

ハローワーク (20代に同じ) ●

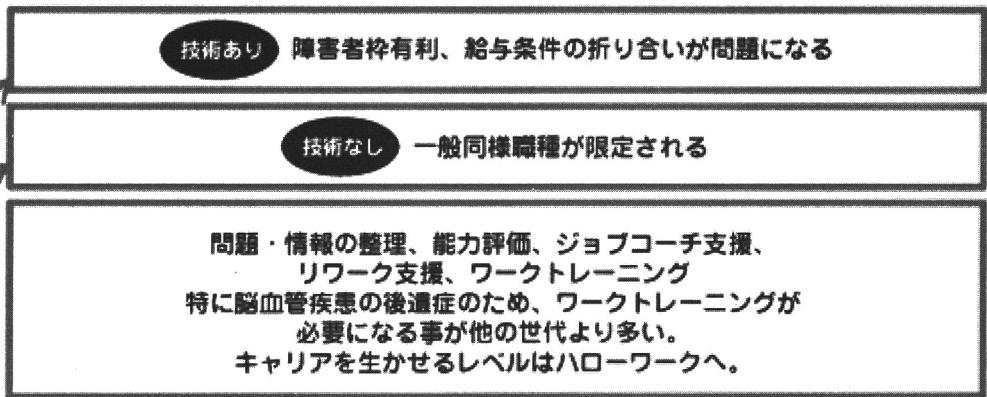
障害者職業センター

30代
未就職

50代
再就職



問題・情報の整理、能力評価、ジョブコーチ支援、
リワーク支援、ワークトレーニング
HIV以外に問題があるようならそこに焦点を当てる
(例: 引きこもりがちであるならワークトレーニングから、
実際の現場に不安があるならジョブコーチ)





あなたがさらに活用できる
サポートを探してみよう

110-ワーカー一覧



北海道

札幌 064-8609 札幌市中央区南十条西14丁目 TEL011-562-0101 FAX011-562-4585

北三条(出) 060-0004 札幌市中央区北四条西5丁目 三生会札幌本部ビル5階 TEL011-242-8689 FAX011-207-0234

函館 040-8609 函館市新川町26-6 脳波地方合同会議事務所 TEL0138-26-0735 FAX0138-26-3162

八雲(出) 049-3102 二海郡八雲町東232 TEL0137-62-2509 FAX0137-62-2951

江差(出) 043-8609 横山郡江差町字神社 167 江差地方合同会議事務所 TEL0139-52-0178 FAX0139-52-0973

旭川 070-0902 旭川市春光町10-58 TEL0166-51-0176~9 FAX0166-51-4594

富良野(出) 富良野市郷69-1 TEL0167-23-5009 FAX0167-23-5009

帯広 080-8609 帯広市西五条南5-2 TEL0155-23-8296 FAX0155-23-3052

池田(分) 070-0922 中川郡池田町西2条2丁目 TEL015-572-2561 FAX015-572-4221

北見 090-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同会議事務所 TEL0157-23-6261~3 FAX0157-22-8609

美幌(分) 美幌町美幌町字町1-44 TEL0152-73-3565 FAX0152-72-0584

遠軽(出) 099-0403 敦賀郡遠軽町一条通北4-1 TEL0158-42-2779 FAX0158-42-4729

紋別 094-8609 紋別市南ヶ丘町7-72-5 TEL0158-23-5291 FAX0158-23-7821

小樽 047-8609 小樽市色内1-10-15 TEL0134-32-8689 FAX0134-22-4691

余市(分) 046-0004 余市郡余市町大川町2-26 TEL0135-22-3288 FAX0135-22-3689

滝川 073-0023 滝川市滝川町2-5-1 TEL0125-22-3416~8 FAX0125-23-0747

深川(分) 074-0001 滝川市一条18-10 TEL0164-23-2148~9 FAX0164-23-2149

砂川(出) 073-0166 砂川市西六条北5-1 TEL0125-54-3147~8 FAX0125-54-3148

釧路 085-0832 釧路市富士見3-2-3 TEL0154-41-1201~4 FAX0154-41-1327

室蘭 051-0022 室蘭市海岸町1-20-28 TEL0143-22-8689 FAX0143-23-1207

伊達(分) 068-8609 伊達市鶴代町5-4 TEL0142-23-2034 FAX0142-23-4116

岩見沢 068-8609 岩見沢市五条東15 岩見沢地方合同会議事務所 TEL0126-22-3450~1 FAX0126-22-3494

美唄(出) 072-0801 美唄市東七条北1丁目 TEL0126-63-2195~7 FAX0126-63-2197

稚内 097-8609 稚内市東広4-1-25 TEL0162-34-1120~4 FAX0162-33-2180

岩内 045-8609 岩内郡岩内町字相生199-1 TEL0135-62-1262~4 FAX0135-62-1264

俱知安(分) 044-0003 虻田郡俱知安町北三条4 TEL0136-22-0248 FAX0136-22-4303

留萌

077-0048 留萌市大町2-12 留萌地方合同会議事務所 TEL0164-42-0388~9 FAX0164-42-0390

名寄 096-8609 名寄市西五条南10丁目 TEL0164-2-4326~7 FAX0164-5-3220

士別(出) 095-8609 士別市東4条3 TEL0166-23-3138~9 FAX0165-23-0102

浦河 057-0033 浦河郡浦河町東1-5-21 TEL0146-22-3036 FAX0146-22-3242

静内(分) 056-0024 日高郡新ひだか町静内山内町5-10-8 TEL0146-42-1734 FAX0146-42-8773

網走 093-8609 網走市大通1-1-3 TEL0152-44-6287 FAX0152-44-6276

苦小牧 053-8609 苦小牧市港町1-6-15 TEL0144-32-5221~3 FAX0144-32-1498

根室 087-8609 根室市奉町1-8 TEL0153-23-2161~2 FAX0153-23-2161~2

中標津(分) 086-1002 標津郡中標津町東2条南2 経営センタービル TEL01537-2-2544 FAX01537-2-0444

札幌東 062-8609 札幌市豊平区月恵東一条3丁目2-10 TEL018-853-0101 FAX018-852-5467

江別(出) 067-0014 江別市四条1丁目 TEL011-382-2377 FAX011-382-2380

札幌北 065-8609 千歳市東豊崎4-2-6 TEL011-743-8809 FAX011-743-8621

千歳 066-8609 千歳市東豊崎4-2-6 TEL011-24-2177 FAX011-24-2178

夕張(出) 068-0403 夕張市本町5-5 TEL01235-2-4411 FAX01235-2-4413

青森 030-0822 青森市中央9-10-10 TEL0177-776-1561(代) FAX0177-777-4937

八戸 031-0071 八戸市沼町4-7-120 TEL0178-22-8609(代) FAX0178-43-5887

弘前 036-8502 弘前市大学南富田町5-1 TEL0172-38-8809 FAX0172-34-8937

むつ 035-0063 心つ市若松町10-3 TEL0175-22-1331 FAX0175-23-4716

野辺地 039-3128 上北郡野辺地町字豊場12-1 TEL0175-64-8609 FAX0175-64-4274

五所川原 037-0067 五所川原市豊島町37-6 TEL0173-34-3171 FAX0173-34-7413

鰐ヶ沢(出) 038-2753 鰐ヶ沢郡豊浦町字豊浦3-2 TEL0173-72-3141 FAX0173-72-5223

三沢 033-0012 三沢市平塚1-1-28 TEL0176-53-4178 FAX0176-52-5311

十和田(出) 034-0082 十和田市西二番町14-12 TEL0176-23-5361 FAX0176-24-2172

黒石 036-0383 黒石市郷町1-123 TEL0172-53-8609 FAX0172-53-1769

岩手 020-0885 盛岡市耐震町7-26 TEL019-624-8902~8 FAX019-652-7198

盛岡 020-0885 盛岡市耐震町7-26 TEL019-624-8902~8 FAX019-652-7198

沼宮内(出)

028-4-4301 岩手郡岩手町大学沼宮内7-11-3 TEL0195-62-2139 FAX0195-62-1312

釜石 026-0043 釜石市新川6-55 TEL0193-23-8609 FAX0193-23-1572

遠野(出) 028-0524 遠野市豊岡2-7 TEL0198-62-2842 FAX0198-62-1079

宮古 027-0038 宮古市吉田1-1-1 宮古合同会議事務所 TEL0193-63-8609 FAX0193-62-2267

花巻 025-0098 花巻市豊岡27-10 TEL0198-23-5118 FAX0198-22-5477

一関 021-0877 一関市大曲4-8 TEL0191-23-4135 FAX0191-26-3418

千厩(出) 029-0803 一関市千厩町千厩字石堂20-3 TEL0191-53-2099 FAX0191-52-3461

水沢 023-8502 美浓町水沢東1-5-35 TEL0197-24-8609 FAX0197-22-3807

北上 024-0091 北上市大曲5-17 TEL0197-63-3314 FAX0197-63-7734

大船渡 022-0002 大船渡市大船渡町字赤沢156 TEL0192-27-4165 FAX0192-27-0134

陸前高田(出) 029-2205 陸前高田市高田町字宇摩の沖156 TEL0192-55-3061 FAX0192-55-3055

二戸 028-6103 二戸市石切所字豊田33-1 二戸地方合同会議事務所 TEL0195-23-3341 FAX0195-25-4782

久慈 028-0051 久慈市川崎町2-15 TEL0194-53-3374 FAX0194-53-6174

宮城

仙台 963-0852 仙台市宮城野区柳原4-2-3 TEL022-299-8811(代) FAX022-299-8830

大和(出) 961-3626 黒川郡大和町吉岡南2丁目3-15 TEL022-345-2350 FAX022-345-0596

青葉(出) 980-0021 仙台市青葉区中央2-11-1 TEL022-265-8609 オルカス仙台ビル2階

石巻 966-0832 石巻市石巻1-1-18 石巻合同会議事務所 TEL0225-95-0158~9 FAX022-22-2424

塩釜 986-0001 瑞泉町新浜町3-18-1 TEL022-362-3361~3 FAX022-362-1531

古川 969-6143 大崎町古川中里6-7-10 古川合同会議事務所 TEL0229-22-2305~6 FAX0229-22-2363

大河原 969-1202 斎田郡大河原町字高砂町2-23 TEL0224-53-1042~4 FAX0224-52-3989

築館 987-2252 瑞原郡築館町2-2-1 築館合同会議事務所 TEL0228-22-2531~2 FAX0228-22-6592

迫 987-0511 登米市迫佐追字内町42-10 TEL0220-22-8609 FAX0220-22-9579

気仙沼 988-0034 気仙沼市朝日町1-2 気仙沼合同会議事務所 TEL0226-22-6720 FAX0226-22-9241

白石 989-0229 白石市字鶴ヶヶ森37-8 TEL0224-25-3107 FAX0224-25-8977

秋田

秋田 010-0065 秋田市荒島1-12-16 TEL018-864-4111(代) FAX018-864-1815

男鹿(出) 010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1-3 TEL0185-23-2411~2 FAX0185-23-2760

能代 016-0851 稚内郡能代町5-29 TEL0185-54-7313~3 FAX0185-55-1568

大館 017-0046 大館市通水1-5-20 TEL0186-42-2531~3 FAX0186-49-4007

鷹巣(出) 018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱26-1 TEL0186-60-1586 FAX0186-60-1243

大曲 014-0034 大仙市大曲住吉町33-3 TEL0187-63-0335~6 FAX0187-62-1093

角館(出) 014-0372 仙北郡角館町字豊島32-3 TEL0187-54-2434 FAX0187-55-4952

本荘 015-0013 利本荘市石巻字尻野18-1 TEL0184-22-3421~2 FAX0184-22-8640

横手 013-0033 横手市旭川1-2-26 TEL0182-32-1165~6 FAX0182-32-8048

湯沢 012-0033 道之澤町西面4-4-3 TEL0183-73-6117~9 FAX0183-72-3744

鹿角 018-5201 鹿角市花輪字荒田82-4 TEL0186-23-2173 FAX0186-23-7448

山形

山形 990-0813 山形市猪苗町2-6-13 TEL023-684-1521(代) FAX023-684-2448

米沢 992-0012 米沢市金池3-1-39 米沢合同会議事務所 TEL0238-22-8155(代) FAX0238-22-8158

酒田 998-8555 酒田市上安町1-6-6 TEL0234-27-3111(代) FAX0234-27-3575

鶴岡 997-0013 鶴岡市道明寺1-13 TEL0235-25-2501(代) FAX0235-25-2504

新庄 996-0011 新庄市東谷田町6-4 新庄合同会議事務所 TEL0233-22-8809(代) FAX0233-22-7849

長井 993-0051 長井市木曽町5-5 TEL0238-84-8609(代) FAX0238-84-2342

福島

村山 995-0034 村山市福島五丁目14-30 TEL0237-55-8609(代) FAX0237-53-3138

寒河江 991-8505 寒河江市西根字石川西340 FAX0237-88-4221(代) FAX0237-88-7773

福島

福島 960-8589 福島市福島17-40 TEL024-534-4121 FAX024-534-0423

平 970-8026 いわき市平字堂原横町4-11 いわき地方合同会議事務所 TEL0246-23-1421~7 FAX0246-22-1088

磐城(出) 971-8111 いわき市小坂浜大原字6反65-3 TEL0246-54-6666 FAX0246-54-6667

会津若松 966-0877 いわき市若松町西岡町2-23 FAX0242-38-2332

南会津(出) 967-0004 南会津郡南会津町唐泽字行寺12 FAX0241-63-1056

郡山 963-8609 郡山市方舟町2-1-26 TEL0241-94-1940 FAX0241-94-1940

白河 961-8691 白河市萬葉1-136 白河小峰総合合同会議事務所 TEL0248-24-1258~7 FAX0248-24-1258~7

須賀川 962-0865 須賀川市見日121-1 TEL0248-26-2484 FAX0248-26-2484

石川(出) 976-0042 石川市鶴石町高田270 TEL0244-38-0211~2 FAX0244-37-2376

相馬 975-0032 相馬市中村1-12-1 TEL0244-37-2341~2 FAX0244-37-3532

原町(出) 975-0032 原町市原町字原町1-127 FAX0244-38-3532

二本松 964-0991 二本松市若宮2-162-5 TEL0243-23-0434~4 FAX0243-62-2737

喜多方(出) 966-0853 喜多方市千羽町8734 TEL0241-22-4111~2 FAX0241-22-3881

富岡 964-0901 富岡市字大字浜田109-1 TEL0240-22-3121~3 FAX0240-22-3121~3

浪江(出) 979-1532 浪江町大字備内字城内87-1 TEL0240-34-2418 FAX0240-35-5218

勿来 974-8212 勿来町字東田町1-28-3 TEL0246-83-3171~3 FAX0246-77-0165

茨城 310-8509 水戸市水府町1573-1 TEL029-231-6221 FAX029-224-0795

水戸 300-0051 水戸市水府町1-18-19 TEL029-22-9252 FAX029-22-9371

笠間(出) 309-1613 笠間

那須烏山 321 - 0622 那須烏山市城裏4 - 18 TEL0287-82-2213 FAX0287-84-0199
日光 321 - 1272 日光市今市町32-1 TEL0288-22-0363 FAX0288-21-0219
黒磯 325 - 0027 黒磯市共富119 - 1 TEL0287-62-0144 FAX0287-64-3884

群馬
前橋 379 - 2154 前橋市天川大島町130 - 1 TEL027-290-2111 FAX027-290-2528
高崎 379 - 0065 高崎市末広町262 - 3 TEL027-327-8609 FAX027-323-8119
安中(出) 379 - 0116 安城市安中1 - 1 - 26 TEL027-382-8609 FAX027-382-4141
桐生 376 - 0023 桐生市向町2 - 11 - 14 TEL027-22-8609 FAX027-22-5014
伊勢崎 372 - 0006 伊勢崎市太田町554 - 10 TEL0270-23-8609 FAX0270-23-3697
太田 373 - 0851 太田市藤田町893 TEL0276-46-8609 FAX0276-46-0096
館林 374 - 0066 館林市大街道1 - 3 - 37 TEL0276-75-8609 FAX0276-72-4367
沼田 378 - 0031 沼田市荒神町3167 - 4 TEL0278-22-8609 FAX0278-23-7206
群馬富岡 370 - 2316 富岡市富岡1414 - 14 TEL0274-62-8609 FAX0274-62-1932
藤岡 375 - 0024 藤岡市藤岡827 - 1 TEL0274-22-8609 FAX0274-24-4587
渋川 377 - 0008 渋川市渋川1696 - 15 TEL0279-22-2636 - 7 FAX0279-23-4370
中之条(出) 377 - 0425 中之条町大字西中之条207? TEL0279-75-2227 - 8 FAX0279-75-5945

埼玉
川口 332 - 0031 川口市青木3 - 2 - 7 TEL048-251-2901 FAX048-251-3664
熊谷 360 - 0014 熊谷市駒田5 - 7 TEL048-522-5565 FAX048-524-5690
本庄(出) 367 - 0053 本庄市中央2 - 5 - 1 TEL0495-22-2448 FAX0495-21-4924
大宮 330 - 0852 さいたま市大宮区大宮町1 - 525 TEL048-667-8609 FAX048-651-0331
川越 350 - 1118 川越市豊田本277 - 3 川越合同庁舎 TEL049-242-0197 FAX049-246-2754
東松山(出) 355 - 0073 東松山市上野1088 - 4 TEL0493-22-0240 FAX0493-23-6272
浦和 330 - 0061 さいたま市浦和区常盤5 - 8 - 1 TEL048-832-2461 FAX048-829-2984
所沢 359 - 0042 所沢市木林1 - 3 - 3 所沢合同庁舎 TEL048-2992-8609 FAX048-2992-2444
飯能(出) 357 - 0021 飯能市双柳94 - 15 飯能合同庁舎 TEL042-973-7318 FAX042-973-7318
秩父 369 - 1871 秩父市下影桑1002 - 1 TEL0494-22-3215 FAX0494-24-6898
春日部 344 - 0034 春日部市下大塚新田61 - 3 TEL048-736-7611 FAX048-737-5232
行田 361 - 0023 行田市長原943 TEL048-556-3151 FAX048-556-1309
草加 340 - 8509 草加市弁天4 - 10 - 7 TEL048-931-6111 FAX048-931-6615
朝霞 351 - 0025 朝霞市三原1 - 3 - 1 TEL048-463-2233 FAX048-464-3012
越谷 343 - 0023 越谷市東越谷1 - 5 - 6 TEL048-569-8609 FAX048-569-8610

千葉
千葉 261 - 0001 千葉市美浜区幸町1 - 1 - 3 TEL043-242-1181 - 4 FAX043-242-1163
市川 272 - 0834 市川市南八幡5 - 11 - 21 TEL047-370-8609 FAX047-370-0017
銚子 288 - 0043 銚子市東芝町5 - 9 TEL0479-22-7406 - 7 FAX0479-74-4620
館山 294 - 0047 館山市八幡151 - 2 TEL0470-22-2236 FAX0470-22-2241
木更津 292 - 0834 木更津市南見5 - 3 TEL0438-36-6228 FAX0438-36-6235
佐原 287 - 0002 香取市北1 - 3 - 2 TEL0478-55-1132 FAX0478-55-1262
茂原 297 - 0029 茂原市高師186 茂原地方合同庁舎1階 TEL0475-25-8609 FAX0475-22-3794
いすみ(出) 298 - 0004 いすみ市大原8000 - 1 TEL0470-62-3551 - 2 FAX0470-63-1297
松戸 271 - 0092 松戸市松戸1307 - 1 松戸ビルディング3階 TEL047-387-8609 FAX047-308-1870
船橋 273 - 0011 船橋市南町2 - 10 - 17(3) TEL047-431-8287 - 9 FAX047-431-7766
273 - 0005 船橋市本町2 - 1 - 1 TEL047-420-8609 FAX047-420-2251
273 - 0005 船橋市エクアビリティ4F - 7F(2) TEL047-420-8609 FAX047-420-2251

野田(出) 278 - 0027 野田市みすき2 - 6 - 1 TEL04-7124-4181 ~ 2 FAX04-7122-9054
成田 286 - 0036 成田市加良部3 - 4 - 2 TEL0476-27-8609 FAX0476-27-1532
千葉南 280 - 0842 千葉市中央区南町2 - 16 - 3 ユウキタマ久我原ビル3F - 4F TEL043-300-8609 FAX043-300-8619
東京
飯田橋(本舎) 112 - 8577 文京区養高1 - 9 - 20 フロア3-5階 TEL03-3812-8609(代) FAX03-5684-8193
上野 110 - 8609 台東区上野4 - 1 - 2 TEL03-3876-8609(代) FAX03-3845-3410
玉姫労働(出) 111 - 0022 台東区西浅草2 - 2 - 2 TEL03-3876-3347 - 8 FAX03-3874-0695
品川(本社) 106 - 0032 港区六本木3 - 2 - 21(3) TEL03-3588-8609 FAX03-3589-8610
(品川)庁舎 108 - 0075 港区六本木5 - 2 - 12 品川INBSビル(注) TEL03-3450-8625 FAX03-3450-8627
職業相談TEL03-3450-8609 職業相談TEL03-3450-8623
大森 143 - 8588 大田区森北4 - 16 - 7 TEL03-5493-8609(代) FAX03-5762-5050
渋谷 150 - 0041 渋谷区南1 - 3 - 5 TEL03-3476-8609(代) FAX03-5458-2756
宇田川町(出) 150 - 0002 渋谷区恵比寿1 - 13 - 7 千秋ビル3階 TEL03-3409-8609(代) FAX03-5468-0250
新宿 160 - 8489 新宿区歌舞伎町2 - 42 - 10(3) TEL03-3200-8609(代) FAX03-3232-0031
163 - 1523 新宿区西新宿1 - 6 - 1 TEL03-5325-9593 FAX03-3430-9025
池袋 170 - 8409 渋谷区恵比寿3 - 13(3) TEL03-3987-8609(代) FAX03-5982-5726
170 - 6026 豊島区東池袋3 - 1 - 1 サンシャイン60(3階)(注) TEL03-5958-8609 FAX03-5987-5365
職業相談電話 03-5911-8609 職業相談TEL03-5987-5622

王子 114 - 0002 北区王子5 - 1 - 17 TEL03-5390-8609(代) FAX03-5390-0175
足立 120 - 8530 足立区千住1 - 4 - 1 TEL03-3870-8609(代) FAX03-3870-2052
河原町労働(出) 120 - 0037 足立区千住河原町19 - 3 TEL03-3882-1601 FAX03-3879-4594
墨田 130 - 8609 墨田区江東橋2 - 19 - 12 TEL03-5669-8609(代) FAX03-5600-6276
木場 135 - 8609 江東区木場2 - 13 - 19 TEL03-3643-8609 FAX03-5245-5080
深川労働(出) 135 - 0004 江東区下十条3 - 5 - 26 TEL03-3634-8602 FAX03-3634-8602
八王子 192 - 0904 八王子市宇多尾1 - 13 - 1 TEL042-648-8609(代) FAX042-648-8613
立川 190 - 8509 立川市昭和1 - 9 - 21 TEL042-525-8609(代) FAX042-524-3013
鷺鳴労働(出) 190 - 0012 立川市昭和1 - 4 - 14 TEL042-524-3359(代) FAX042-525-8104
青梅 198 - 0042 青梅市東青梅3 - 12 - 16 TEL0428-24-8609(代) FAX0428-24-5528
三鷹 181 - 8517 三鷹市下連雀4 - 15 - 18 TEL0422-47-8609(代) FAX0422-49-0601
町田 194 - 0022 町田市東町2 - 28 - 14 町田合院庁舎1階 TEL042-732-8609(代) FAX042-729-5899
府中 183 - 0045 府中市要町1 - 3 - 1 TEL042-336-8609(代) FAX042-362-0350
神奈川
横浜 231 - 0005 横浜市中区本町3 - 30 TEL045-663-8609(代)
鶴屋町(出) 220 - 0004 横浜市西区北幸1 - 11 - 15 TEL045-312-8609(代)
横浜港労働(出) 横浜S-Tビル16階 TEL045-201-2031(代)
鶴見 230 - 0051 横浜市中区海岸通4 - 23 TEL045-201-2031(代)
戸塚 244 - 0003 横浜市戸塚区戸塚3722 TEL045-864-8609(代)
川崎 210 - 0015 川崎市川崎区南町17 - 2 TEL044-244-8609(代)
横須賀 238 - 0013 横須賀市平成町2 - 14 - 19 TEL046-824-8609(代)
平塚 254 - 8578 平塚市松風町2 - TEL0463-24-8609(代)
小田原 250 - 0012 小田原市本町1 - 2 - 17 TEL0465-23-8609(代)
藤沢 251 - 0054 藤沢市昭和町5 - 12 - 2 TEL0466-23-8609(代)
相模原 229 - 0036 相模原市喜士見6 - 10 - 10 TEL042-776-8609(代)
厚木 243 - 0003 厚木市南厚木3 - 7 - 10 TEL046-296-8609(代)
松田 258 - 0003 松田市松田町2037 TEL0465-82-8609(代)

横浜南 236 - 8609 横浜市金沢区寺前1 - 9 - 6 TEL045-788-8609(代)
川崎北 213 - 8573 川崎市高津区千年698 - 1 TEL044-777-8609(代)
港北 222 - 0033 横浜市港北区横浜3 - 24 - 6 TEL045-474-1221(代)
222 - 0033 横浜市港北区横浜3 - 24 - 30 TEL045-478-6461
大和 242 - 0018 大和市境見西3 - 3 - 21 TEL046-260-8609(代)
新潟
新潟 950 - 8532 新潟市中央区万代3 - 4 - 38 TEL025-244-0131(代) FAX025-244-9100
長岡 940 - 8609 長岡市中寺字太田500 - 1 TEL0258-32-1181 - 2 FAX0258-34-4844
上越 943 - 0803 上越市春日野1 - 5 - 22 TEL0255-522-6121(代) FAX0255-522-3148
三条 955 - 0053 三条市北入丸1 - 3 - 10 TEL0256-38-5431 FAX0256-38-1729
柏崎 945 - 8501 柏崎市中田26 - 23 柏崎地方合同庁舎内 TEL0257-23-2140, 2149 FAX0257-22-9932
新潟田 957 - 8506 新潟市西日置96 TEL0255-22-2233(代) FAX0255-22-7925
新津 956 - 0864 新潟市秋葉区新津本町4 - 18 - 8 TEL0250-22-2233(代) FAX0250-22-7925
十日町 948 - 0004 十日町市下川原43 TEL025-757-2407 FAX025-752-5402
小千谷 947 - 0028 小千谷市城内2 - 6 - 5 TEL0258-82-2441, 2470 FAX0258-83-2836
小出(出) 946 - 0021 亂出市佐葉682 - 2 TEL025-792-8609 FAX025-792-0752
糸魚川 941 - 0067 糸魚川市横町5 - 9 - 50 TEL025-552-7129 FAX025-552-7129
巻 963 - 0041 新潟市西蒲原区甲4087 TEL0256-72-3155(代) FAX0256-72-9348
南魚沼 949 - 8609 南魚沼市八幡20 - 1 TEL025-772-3157(代) FAX025-772-8259
952 - 0011 佐野市南津269 - 8 TEL0259-27-2248, 3002 FAX0259-23-3339
958 - 0033 村上市郷町1 - 6 - 8 TEL0254-52-4141(代) FAX0254-53-5229
944 - 0048 矢吹町下町9 - 3 TEL0255-73-7611 FAX0255-72-3871
富山
富山 930 - 0857 富山市東田断45 TEL076-431-8609(代) FAX076-443-1552
高岡 933 - 0902 高岡市向野町3 - 43 - 4 TEL0766-21-1515(代) FAX0766-26-0612
新湊 934 - 0011 新湊市本町10 - 47 TEL0766-28-3195(代) FAX0766-84-5862
魚津 937 - 0801 魚津市新金屋1 - 12 - 31 魚津合同庁舎 TEL0765-24-0365(代) FAX0765-24-6100
砺波 939 - 1363 砧町市太郎丸1 - 2 - 5 TEL0763-32-2914(代) FAX0763-33-1401
935 - 0023 水上町朝日9 - 17 TEL0766-74-0445 FAX0766-74-0031
氷見 936 - 0024 清水市氷見野11 - 6 TEL0765-475-0324(代) FAX0765-475-9097
932 - 8508 小矢部市綾子5185 TEL0766-67-0310(代) FAX0766-67-3476
石川
金沢 920 - 8609 金沢市輪町1 - 18 - 42 TEL076-253-3030(代) FAX076-253-8109
津幡(分) 929 - 0326 津幡市津幡字下瀬ア66 - 4 TEL076-289-2530 FAX076-289-2543
松任(出) 924 - 0871 白山市西新町235 TEL076-275-8533 FAX076-275-8047
小松 923 - 8809 小松市日の出町1 - 120 TEL0761-24-8809 FAX0761-22-8580
七尾 926 - 8609 七尾市小島町西部2 TEL0767-52-3255 - 6 FAX0767-53-7106
能都 927 - 0435 能都郡御在宇宇出津新3 - 2 - 2 TEL0768-62-1242 FAX0768-62-1243
珠洲(出) 珠洲市上戸町北方2 - 11 TEL0768-62-0157 FAX0768-62-1249
加賀 922 - 8609 加賀市大聖寺寄生178 - 3 TEL0761-72-8609 FAX0761-72-8619
羽咋 925 - 8609 羽咋市昭和寺105 - 6 TEL0767-22-1241 - 2 FAX0767-22-0942
927 - 0027 羽咋郡羽咋町宇川島キ84 TEL0768-62-0168 FAX0768-62-1554
穴水 928 - 8609 穴水町東町1 - 206 - 9 TEL0768-22-0325 FAX0768-22-1394
輪島(出) 輪島市島主町99 - 3 TEL0768-22-1394 FAX0768-22-1394
岐阜
岐阜 500 - 8719 岐阜市五条1 - 9 - 1 岐阜労働総合庁舎内 TEL058-247-3211 - 5 FAX058-247-7993
大垣 503 - 0893 大垣市江戸1 - 1 - 8 TEL0584-73-8609 FAX0584-73-3556
揖斐(出) 501 - 0805 揖斐郡揖斐川町桜美林寺宇村前95 - 1 TEL0586-22-0149
507 - 8691 多治見市喜多呂5 - 39 - 1 TEL0572-22-3381 - 4 FAX0572-24-2174
多治見 506 - 0055 高山市上郷本町7 - 478 TEL0577-32-1144 - 5 FAX0577-35-0893
高山 506 - 1122 高山市上郷本町7 - 478 TEL0578-2-6286 FAX0578-2-1174
神岡(分) 500 - 2297 飛騨市神岡坂富町19 - 5 TEL0578-2-6286 FAX0578-2-1174
恵那 509 - 7203 東濃市恵那町向町1 - 3 - 12 TEL0573-26-1341 FAX0573-26-2076
閑 501 - 3803 閑馬市西原町4 - 5 - 10 TEL0575-22-3223 FAX0575-22-3293
美濃加茂 505 - 0043 美濃加茂市飛田町1 - 206 - 9 TEL0574-25-2178 FAX0574-25-0494
岐阜八幡 501 - 4235 岐阜市八幡町1 - 209 - 2 TEL0575-65-3109 - 9 FAX0575-65-3107

送1) ... <神奈川・外国人・新規学年者の職業相談・職業紹介、雇用保険適用、求人受理、各種助成金の受理>「船橋公共職業安定所第1庁舎」(船橋市度量)
送2) ... <職業相談、職業紹介(?)、雇用保険給付(4階)>「船橋公共職業安定所第2庁舎」(船橋市本町)
送3) ... <求人受理、雇用保険適用、各種助成金の支給>

中津川 508-0045 中津川市カヤの木町4-3
中津川合戸庁1階 TEL0573-66-1337
FAX0573-66-8048

静岡 422-8045 静岡市駿河区西島235-1
TEL054-238-8609
FAX054-238-3440

浜松 432-8537 浜松市中区浅田町50-2
TEL053-457-5151
FAX053-457-5162

細江(出) 431-1302 浜松市北区船町広野312-3
TEL053-522-0165
FAX053-522-3727

沼津 410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合戸庁1階
TEL050-931-0145
FAX050-932-7336

御殿場(出) 412-0039 御殿場市電道水道1111
TEL050-82-0540
FAX050-82-7090

清水 424-0825 静岡市清水区松原町2-15
TEL054-351-8609
FAX054-351-8615

三島 411-0033 三島市文教町1-3-112
TEL056-980-1300
FAX056-987-4414

熱海(分) 413-0011 熱海市田原本町9-1 熱海第1ビル4階
TEL057-85-2417

伊東(出) 414-0046 伊東市大原1-5-15
TEL057-37-2605
FAX057-38-3713

掛川 436-0073 掛川市金城71
TEL057-22-4913
FAX057-22-4913

富士宮 418-0031 富士宮市神田川町14-3
TEL0544-26-3128
FAX0544-23-9510

島田 427-8509 島田市本通1丁目4677-4
TEL0547-36-8609
FAX0547-37-8626

棟原(出) 421-0421 牧之原市棟原江138-1
TEL0548-22-0148
FAX0548-22-7472

磐田 438-0086 磐田市見付3599-6
TEL0538-37-6181
磐田地方合戸庁1階
FAX0538-37-7447

天竜(出) 431-3311 浜松市天竜区二俣町阿庭8-5
TEL0539-25-2120

富士 417-8609 富士市南町1-4
TEL0545-51-2151
FAX0545-52-7645

下田 415-8509 下田市4-5-26
TEL0568-22-0288
FAX0568-23-0733

焼津 425-0028 焼津市駿北1-6-22
TEL054-628-5155
FAX054-626-0093

愛知 465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2
TEL052-774-1115
FAX052-774-2888

名古屋東 450-0005 名古屋市中区名駅南
1-21-5 電波測定センター内
TEL052-582-8171
FAX052-581-0822

名駅(出) 450-0003 名古屋市中区名駅南
2-14-19 住友生産名古屋ビル23階
TEL052-581-0821
FAX052-581-4634

名古屋南 456-8503 名古屋市熱田区旗屋2-22-21
TEL052-681-1211
FAX052-682-0134

名古屋北 462-0825 名古屋市北区大曾根4-7-28
TEL052-913-8600
FAX052-913-8505

豊橋 440-8507 豊橋市中央111 豊橋地方合戸庁内
TEL0532-52-7191
FAX0532-52-7196

岡崎 444-0813 岡崎市羽根町字北乾地
50-1 岡崎町内合戸庁内
TEL0564-52-8609
FAX0564-58-8617

一宮 491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁
TEL0566-45-2048
FAX0566-45-3842

半田 475-0022 半田市宮鹿町200-4 半田地方合戸庁
TEL0569-21-0023
FAX0569-21-9045

瀬戸 489-0871 瀬戸市東長根宿8
TEL0561-82-5123
FAX0561-82-5123

豊田 471-8609 豊田市鷹巣町3-25-7
TEL0565-31-1400
FAX0565-31-6188

津島 496-0042 津島市寺前町2-3
TEL0567-26-3158
FAX0567-28-9459

刈谷 448-8609 刈谷市松坂町1-46-3
TEL0566-21-5001
FAX0566-21-5055

碧南(出) 447-0865 碧南市瀬戸町1-41-4
TEL0566-41-0327
FAX0566-48-2263

西尾 445-0071 西尾市鶴来町小松原41-1
TEL0563-56-3622
FAX0563-56-3624

犬山 484-8609 大山市松原町2-10
TEL0568-61-2185
FAX0568-61-2188

豊川 442-0886 豊川市千歳通1-34
TEL0533-86-3178
FAX0533-86-3170

蒲郡(出) 443-0034 蒲郡市港町16-9
TEL0533-67-1881
FAX0533-67-1881

新城 441-1384 新城市西入船24-1
TEL0536-22-1160
FAX0536-22-1162

春日井 486-0807 春日井市手賀2-135
TEL0568-81-5135
FAX0568-81-1978

三重 510-0093 四日市市本町3-95
TEL059-353-5566
FAX059-354-1921

四日市 516-8543 伊勢市鷺本1-1-17
TEL0596-27-8609
FAX0596-27-1384

津

514-8521 津市島崎町327-1
TEL059-228-9161
FAX059-223-2395

515-8509 松阪市鷺河93-6 松阪合戸庁1階
TEL0598-51-0860
FAX0598-50-4185

511-0821 犀名市田三反裏913-3
TEL0594-22-5141
FAX0594-23-2604

518-0823 伊賀市四十九町3074-2
TEL0595-21-3221
FAX0595-24-2989

519-4324 熊野町芦戸町8739-3
TEL0597-89-5361
FAX0597-89-5369

519-3612 尾鷲市西町2-35
TEL0597-22-0327
FAX0597-23-2664

513-8609 鈴鹿市神戸9-13-3
TEL059-382-8609
FAX059-383-5594

滋賀

520-0043 大津市中央4-6-52
TEL077-522-3773(代)
FAX077-526-1665

520-1214 高島市安曇川町末4-37
TEL0740-32-0047
FAX0740-32-3419

526-0032 美浜町高田町8711
TEL0749-62-2030(代)
FAX0749-65-3246

522-0054 鹿嶋町西今町8-3
TEL0749-22-2500(代)
FAX0749-26-5186

527-0023 東近江市八日市鶴町11-19
TEL0748-22-1020(代)
FAX0748-25-0741

528-0031 甲賀市水口町8-1-16
TEL0748-62-0651(代)
FAX0748-63-1825

525-0027 草津市野村5-17-1
TEL077-562-3720(代)
FAX077-562-9692

京都

602-8258 京都市上京区大通
立中通下ル和田町39-1
TEL075-451-8609(代)
FAX075-414-3900

604-8417 二条分野(分) 京都市中京区西/京内堀町18-28
TEL075-811-8609
FAX075-811-0909

622-0001 園部(出) 京都市園部町官宿71
TEL0771-62-0246
FAX0771-62-4854

600-8236 京都市下京区西院西洞院
塩ノ下ル下油池小路803
TEL075-341-8609
FAX075-371-0767

600-8841 千本分野(分) 京都市下京区朱雀正町1
TEL075-371-5910
FAX075-371-7250

612-8058 伏見区伏見鷹町232
TEL075-602-0609
FAX075-611-3040

610-0334 京都田辺 京田辺市田辺中央2-1-23
TEL0774-65-8609
FAX0774-63-6898

619-0214 木津(出) 相模原木津町大字木津小字
上P36地番の6木津地方合戸庁1階
TEL0774-73-8609
FAX0774-72-3660

620-0933 福知山 木津川市福知山町37
TEL0773-23-8609
FAX0773-22-4527

623-0053 練部(出) 木津川市宮代町下F23
TEL0773-42-8609
FAX0773-42-2049

624-0937 舞鶴 木津川市西小字西堀町107-4
TEL0773-75-8609
FAX0773-75-5150

627-0012 峰山 木津川市峰山町杉谷147-13
TEL0772-62-0609
FAX0772-62-5301

626-0046 宮津(出) 木津川市中ノ丁2534 宮津地方合戸庁
TEL0772-22-8609
FAX0772-22-4107

611-0021 宇治市宇治池辺16-4
TEL0774-20-8609
FAX0774-24-7795

大阪

540-0011 大阪市中央区龜人橋
2-1-36 ビップビル1階~3階
TEL06-6942-4771
FAX06-6942-4784

530-0001 大阪市北区鶴田1-2-2
TEL06-6344-8609
FAX06-6344-0840

530-0001 大阪市北区鶴田1-12-39
新規ビル6階(承人受付窓口)
TEL06-6346-7182
FAX06-6346-7186

552-0011 大阪市淀川区南市1-2-34
TEL06-6582-5271
FAX06-5811-5462

542-0076 難波(出) 大阪市中央区難波4-4
TEL06-6632-5503
FAX06-6632-5543

552-0021 大阪港分野(分) 大阪市港区鶴見1-12-18
TEL06-6572-5191
FAX06-6574-6507

545-0004 阿倍野 大阪市阿倍野区の堂1-4-2
TEL06-6628-5051
FAX06-6629-4150

557-0004 あいりん労働 大阪市西成区萩之茶屋1-3-44
TEL06-6649-1401
FAX06-6644-4094

532-0024 淀川 大阪市淀川区十三本町3-4-11
TEL06-6302-4771
FAX06-6886-3868

577-8585 布施 堺市堺区三箇ヶ丘御幸通
152-2 並木ノビル6階
TEL072-238-8301
FAX072-239-8311

596-0826 堀岸和田 岸和田市作才町1264
TEL072-751-2595
FAX072-423-8609

563-0058 池田 池田市榮本町12-9
TEL072-751-5848
FAX072-751-5848

池田

563-0058 池田市栄本町12-9
TEL072-751-2595
FAX072-751-5848

595-0025 泉大津 大津市鷺居22-9
TEL072-32-5181
FAX072-22-2226

582-0003 河内拍原 河内市鷺居1-2-2
TEL072-972-0081
FAX072-970-0270

573-8566 枚方 枚方市大庭内2-9-21
TEL072-841-3363
FAX072-841-1101

598-0007 泉佐野 泉佐野市上町2-1-20
TEL072-463-0565
FAX072-462-9869

567-0885 茨木 茨木市東中町1-12
TEL072-623-2551
FAX072-623-2896

586-0025 河内長野 河内長野市柴原町7-2
TEL0721-53-3081
FAX0721-53-3194

571-0045 門真 門真市鶴島町6-4
TEL06-6906-8631
FAX06-6908-8943

兵庫

650-0025 神戸市中央区裕生町1-3-1
TEL076-362-8609(代)
FAX076-362-2027

655-0042 沼津港分野(出) 神戸市中央区波止場6-11
TEL076-351-1671
FAX076-361-7998

669-1531 三田(出) 三田市天神1-5-25
TEL079-563-8609
FAX079-563-8607

657-0833 灘 神戸市灘内通5-2-2
TEL078-861-8609
FAX078-861-8001

651-0088 三宮(出) 神戸市中央区小野寺通
7-1-18 木生本命三宮前ビル1階
TEL078-231-8609
FAX078-231-8610

661-0021 尼崎(出) 尼崎市名神町3-12-2
TEL078-642-0001(代)
FAX06-6422-1690

662-0862 西宮(出) 西宮市青木町2-11
TEL0798-76-8711
FAX0798-71-8757

670-0947 姫路(出) 姫路市東大字中道250
TEL079-422-8609(代)
FAX079-222-8611

675-0017 加古川(出) 加古川市野町口町野町1742
TEL079-422-2613
FAX079-422-2613

664-0861 伊丹(出) 伊丹市南町1-1-6
TEL072-772-8609
FAX072-772-8629

673-0891 明石(出) 明石市大石町2-3-37
TEL078-912-2277(代)
FAX078-912-2297

668-0024 豊岡(出) 豊岡市鷹狩8-4
TEL0796-23-3101~3
FAX0796-24-4881

669-6544 香住(出) 美都郡香住町香住844-1
TEL0796-36-0136~7
FAX0796-36-3471

西脇

677-0015 京都西脇855-30
TEL0795-22-3181~3
FAX0795-22-3969

656-0042 洲本(出) 洲本市塩屋2-4-5
TEL0799-22-0620-0737
FAX0799-22-6750

669-3309 柏原(出) 丹波市柏原町原1569
TEL0795-72-1070-1
FAX0795-72-1282

669-2341 蔵山(出) 蔵山市鶴原403-11
TEL0795-552-0092,5079
FAX0795-552-5579

679-4167 龍野(出) たつの市鶴原町富永1005-48
TEL0791-62-0981
FAX0791-62-0989

678-0031 相生(出) 相生市旭町1-3-18
TEL0791-62-0920
FAX0791-62-0939

678-0232 赤穂(出) 赤穂市中学校北907-8
TEL0791-42-2376
FAX0791-42-7908

667-0021 八鹿(出) 三郷市八幡原8号1121-1
TEL079-662-2217~8
FAX079-662-7169

669-5202 和田山(分) 綾和市和田山東谷105-2
TEL079-672-2116
FAX079-672-0838

671-1116 姫路南(出) 姫路市姫路正門通4-8
TEL079-237-6500
FAX079-237-8795

661-2273 西神(出) 神戸市垂水区御崎町168-1
TEL078-991-1100
FAX078-991-7244

奈良

630-8113 奈良(出) 奈良市法華町387 奈良第3地方合戸庁
TEL0742-36-1601(代)
FAX0742-36-1608

635-8585 大和高田(出) 大和高田市鷺田574-6
TEL0745-52-5901(代)
FAX0745-53-4181

633-0007 桜井(出) 桜井市外山285-4-5
TEL0744-45-0112(代)
FAX0744-45-3990

638-0041 下市(出) 吉野郡下市町2772-1
TEL0747-52-3887(代)
FAX0747-52-0406

639-1161 大和郡山(出) 大和郡山市鷺原寺町168-1
TEL0743-52-4355(代)
FAX0743-55-0670

640-8331 和歌山(出) 和歌山市美里町5-4-7
TEL073-425-8609
FAX000-0000-0000

647-0044 新宮(出) 新宮市神吉町4-2-4
TEL0735-22-6285
FAX0735-21-5661

649-3503 串本(出) 東串本郡串本町2000-9
TEL0735-62-0121
FAX0735-52-6059

646-0027 田辺(出) 田辺市朝日ヶ丘24-6
TEL0739-22-2626
FAX0739-22-1028

和歌山

640-8331 和歌山(出) 和歌山市美里町5-4-7
TEL073-425-8609
FAX000-0000-0000

647-0044 新宮(出) 新宮市神吉町4-2-4
TEL0735-22-6285
FAX0735-21-5661

649-3503 串本(出) 東串本郡串本町2000-9
TEL0735-62-0121
FAX0735-52-6059

646-0027 田辺(出) 田辺市朝日ヶ丘24-6
TEL0739-22-2626
FAX0739-22-1028

御坊

644-0011 湯浅(出) 滋賀県御坊943
TEL0737-63-1144

643-0004 海南(出) 鳴門市瀬戸瀬2430-81
TEL0737-62-5001

642-0001 海南(出) 鳴門市鷲見186-85
TEL073-483-8609

648-0072 橋本(出) 橋本町東京5-2-2 橋本地方合戸庁1階
TEL0736-33-8609

646-0026 鳥取(出) 鳥取市境内1-2-1
TEL0736-33-2782

鳥取

680-0885 鳥取(出) 鳥取市境内2-89
TEL0735-23-2021(代)
FAX0857-22-6906

683-0052 米子(出) 米子市博寿町4-169-1
TEL0869-33-3911(代)
FAX0869-33-3959

688-4503 日置郡日置町439-1
TEL0869-72-0066

682-0161 倉吉(出) 倉吉市戲庭寺町55
TEL0865-22-5494

680-0463 浜田(出) 浜田市大田町1182-1
TEL0865-22-2932

683-0016 出雲(出) 出雲市道造町1-59
TEL0865-23-0351

693-0023 益田(出) 益田市あけぼの東町4-6
TEL0865-22-8609

688-0027 益田(出) 益田市あけぼの東町4-6
TEL0865-22-2622

698-1311 雲南(出) 雲南市木次町8号1514-2
TEL0854-42-0751

694-0064 石見大田(出) 石見大田町大田1182-1
TEL0854-82-8609

696-0001 岩見大田(出) 岩見大田町木田1182-1
TEL0855-72-0385

川本

700-0971 岡山(出) 岡山市野田1-1-20
TEL086-241-3222
FAX086-24-9255

708-8809 津山(出) 津山市山下9-6
TEL0868-22-8341
FAX0868-25-0264

707-0041 美作(出) 美作市林町87-2
TEL0868-72-1351

710-0834 倉敷中央(出) 倉敷市笠沖1378-1
TEL0868-427-1080

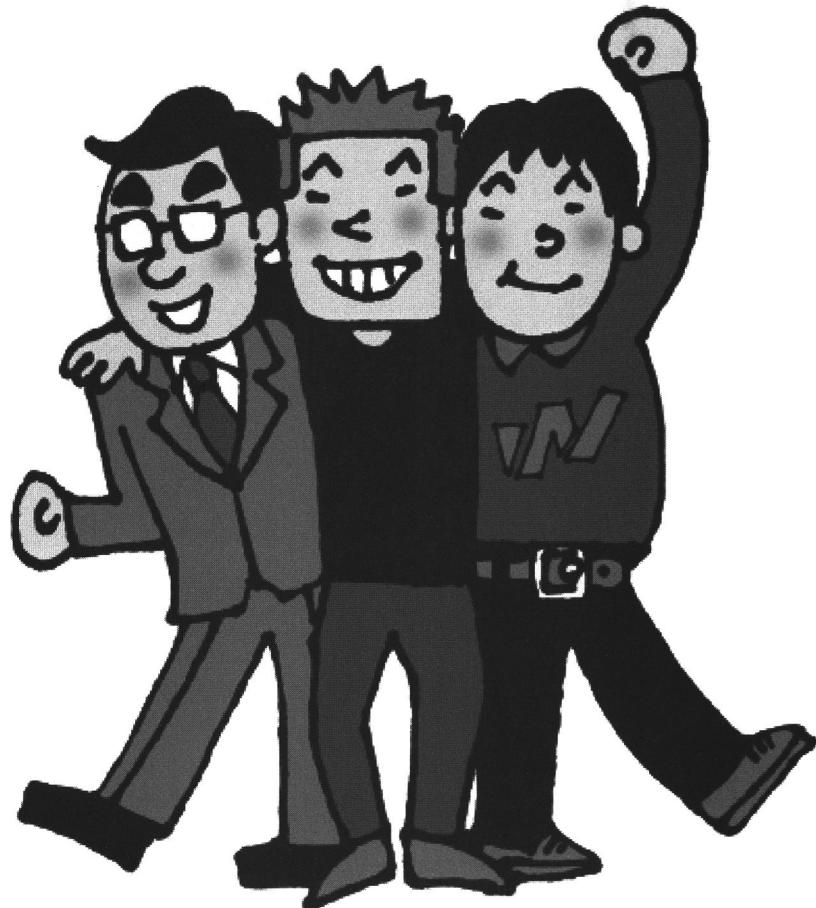
719-1131 総社(出)

福山	720 - 8609 福山市東桜町3 - 12	TEL084-923-8609 FAX084-931-8486
三原	723 - 0004 三原市船町1 - 6 - 10	TEL0848-64-8609 FAX0848-62-0130
三次	728 - 0013 三次市十日市3 - 4 - 6	TEL0824-62-8609 FAX0824-62-1859
安芸高田(出)	731 - 0501 安芸高田市吉田町吉田1814 - 5	TEL0826-42-0605 FAX0826-42-0224
可部	731 - 0231 広島市安佐北区可部南3 - 3 - 36	TEL082-815-8609 FAX082-614-8222
庄原	727 - 0012 庄原市中本町1 - 20 - 1	TEL0847-43-8609 FAX0847-43-1115
府中	726 - 0005 府中市府中188 - 2	TEL0847-43-8609 FAX0847-43-1115
広島東	732 - 0051 広島市東区光が丘13-7	TEL082-264-8609 福井保険給付窓口連絡係 TEL082-251-8211 FAX082-264-1355
廿日市	738 - 0033 廿日市市串戸4 - 9 - 32	TEL0829-32-8609 FAX0829-32-3350
大竹(出)	739 - 0614 大竹市白石1 - 18 - 16	TEL0827-52-8609 FAX0827-53-8609
山口	753 - 0064 山口市神田町1 - 75	TEL083-922-0043 FAX083-525-4999
下関	751 - 0823 下関市貴船町3 - 4 - 1	TEL0832-22-4031-5 FAX0832-32-1350
宇部	755 - 8609 宇部市北野芝2 - 4 - 30	TEL0836-31-0164-6 FAX0836-31-1835
小野田	756 - 0806 山陽小野田市中山12 - 5 - 39	TEL0836-83-2149,2342 FAX0836-84-5432
防府	747 - 0801 防府市歌南町9 - 33	TEL0832-22-3865-7 FAX0835-25-4033
萩	758 - 0074 萩市平安古町599 - 3	TEL0838-22-0714-5 FAX0838-25-8581
長門(分)	759 - 4101 長門市東原川1324 - 1	TEL0837-22-8609 FAX0837-22-6270
徳山	745 - 0866 周南市大字徳山7510 - 8	TEL0834-31-1950-1 FAX0834-31-1966
下松	744 - 0017 下松市東原1 - 6 - 1	TEL0833-41-0870~1 FAX0833-41-5482
光(出)	743 - 0021 光市浅江5 - 3 - 11	TEL0833-72-1500 FAX0833-71-2811
岩国	740 - 0022 岩国市山手町1 - 1 - 21	TEL0827-21-3281-3 FAX0827-23-2863
柳井	742 - 0031 柳井市南町2 - 7 - 22	TEL0820-22-2661 FAX0820-22-1069
徳島	770 - 0823 徳島市出来島町1 - 5	TEL088-522-6306~08 FAX088-525-9081
小松島(出)	773 - 0001 小松島市小松島町外港1 - 11	TEL0885-32-3344~6 FAX0885-32-2712
三好	778 - 0002 三好市池田町マ2429 - 10	TEL0883-72-1221-2 FAX0883-72-5667
美馬	779 - 0030 美馬市鷹取町大学附属中等部5分	TEL0883-52-8609 FAX0883-53-0640
阿南	774 - 0030 阿南市富岡町西540 - 1	TEL0884-22-2016~7 FAX0884-23-2792
吉野川	776 - 0010 吉野川市鷲島町鷲島368 - 27	TEL0883-22-2166~7 FAX0883-22-0410
鳴門	772 - 0003 鳴門市撫養町南河内梅根12	TEL088-685-2270~2 FAX088-686-6854
牟岐	775 - 0006 牟岐郡牟岐町大字中村52 - 1	TEL0884-72-1103~4 FAX0884-72-2761
香川	761 - 8566 高松市花ノ宮町2 - 2 - 3	TEL087-869-8609(代) FAX087-869-8861
丸亀	763 - 0033 丸亀市中府町1 - 6 - 36	TEL0877-21-9609(代) FAX0877-29-5545(代)
坂出	762 - 0031 坂出市文京町1 - 4 - 38	TEL0877-46-5545(代) FAX0877-46-5867
観音寺	768 - 0067 観音寺市坂本町7 - 8 - 6	TEL0875-25-4521(代) FAX0875-25-0480
さぬき	769 - 2301 さぬき市長尾東889 - 1	TEL0879-52-2595(代) FAX0879-52-4031
敷地(出)	769 - 2601 今かわ市木本町591 - 1	TEL0879-25-3167(代) FAX0879-25-3184
土庄	761 - 4104 小豆郡土庄町吉ヶ浦6195 - 3	TEL0879-62-1411(代) FAX0879-62-3964
愛媛	791 - 8522 松山市六軒町3-27松山労働総合庁舎	TEL089-917-8609 FAX089-917-5233
松山	794 - 0043 今治市南宝来町2 - 1 - 6	TEL0898-32-5020 FAX0898-33-3593

八幡浜	796 - 0010 八幡浜市大学船町西838 - 1	TEL0894-22-4033 FAX00-0000-0000
宇和島	798 - 0036 宇和島市天神町4 - 7	TEL0895-22-8609 FAX0895-22-8566
新居浜	792 - 0025 新居浜市1丁目1 - 14 - 16	TEL0897-34-7100 FAX0897-37-0590
西条	793 - 0030 西条市大曾根315 - 4	TEL0897-56-3015 FAX0897-56-3001
四国中央	799 - 0405 四国中央市三島中央1 - 16 - 72	TEL0896-24-5770 FAX0896-23-6639
大洲	795 - 0054 大洲市中村長郷210 - 6	TEL0893-24-3191 FAX0893-23-3620
高知	780 - 8560 高知市福荷町6 - 20	TEL088-883-2521 FAX088-883-9393
香美(出)	782 - 0033 香美市土佐山田町塙1 - 4 - 10	TEL0887-53-4171 FAX0887-52-2291
須崎	785 - 0012 須崎市西灘町4 - 3	TEL0889-42-2566 FAX0889-42-2569
四万十	787 - 0012 四万十市吉山五郎町3 - 12	TEL0880-34-1155 FAX0880-34-4996
安芸	784 - 0001 安芸市矢ノ丸4 - 4 - 4	TEL0887-34-2111 FAX0887-35-3474
いの	781 - 2120 香川郷の町川1943 - 1	TEL088-893-1225 FAX088-893-1226
福岡	800 - 0001 福岡市中央区赤坂1 - 6 - 19	TEL092-712-8609(代) FAX092-711-1192
福岡中央	801 - 8609 福岡市中央区赤坂1 - 6 - 19	TEL092-712-8609(代) FAX092-711-1192
福岡中央	801 - 0041 福岡市中央区大名2 - 4 - 22	TEL092-712-6508 FAX092-781-0029
赤坂駅前	801 - 0012 赤坂駅前合併	TEL092-725-8609 FAX092-741-0810
天神(出)	801 - 0001 福岡市中央区天神1 - 4 - 2	TEL092-725-8609 FAX092-741-0810
飯塚	820 - 8540 飯塚市宮崎町12 - 1	TEL0948-24-8609 FAX0948-28-7599
山田(分)	821 - 0012 嘉穂市上山田407-10	TEL0948-52-0866 FAX0948-53-1153
大牟田	836 - 0047 大牟田市大正町1 - 2 - 3	TEL0944-53-1561 FAX0944-54-1540
八幡	808 - 8609 北九州市八幡西区岸の浦1 - 5 - 10	TEL093-622-8666 FAX093-622-3144
久留米	830 - 8505 久留米市鹿跡野町2401	TEL0942-35-8609 FAX0942-33-8526
大川(出)	831 - 0041 大川市大字小畠614 - 6	TEL0944-86-8609 FAX0944-86-3722
小倉	802 - 8507 北九州市小倉北区祇園町1 - 11	TEL093-941-8609 FAX093-941-8631
大手町(出)	802 - 0006 北九州市小倉北区魚町1 - 4 - 21 北九州センタービル7階	TEL093-522-8609 FAX093-522-8619
戸畠(分)	804 - 0053 北九州市戸畠町牧山1 - 1 - 15	TEL093-871-1331 FAX093-881-4026
直方	822 - 0002 直方市大字野町正通3334 - 5	TEL0949-22-8609 FAX0949-24-2332
田川	826 - 8606 田川市大字弓削184 - 1	TEL0947-44-8609 FAX0947-46-1729
行橋	824 - 0031 行橋市宮原町5 - 2 - 47	TEL0930-25-8609 FAX0930-23-6198
豊前(出)	828 - 0021 豊前市大字八幡322 - 70	TEL0979-82-8609 FAX0979-85-4789
若松	809 - 0034 北九州市若松町本町1 - 14 - 12	TEL093-771-5055 FAX093-751-5467
福岡東	813 - 8609 福岡市東区千早5 - 1 - 1	TEL092-672-8609 FAX092-672-3000
門司	800 - 0004 北九州市門司区北川町1 - 18	TEL093-381-8609 FAX093-381-3414
八女	834 - 0023 八女市大字馬場字水池514 - 3	TEL0943-23-6188 FAX0943-24-5597
朝倉	838 - 0061 朝倉市昌盛寺490 - 3	TEL0946-22-8609 FAX0946-23-1359
福岡南	816 - 8577 春日市春日公園3 - 2	TEL092-513-8609 FAX092-574-8554
福岡西	819 - 8552 福岡市西区建兵町南3 - 8 - 10	TEL092-881-8609 FAX092-883-5871
佐賀	840-0814 佐賀市草薙町5 - 21	TEL0952-24-4361 FAX0952-26-6453
佐賀	840 - 0816 佐賀市南房町840-0816	TEL0952-24-4396 FAX0952-41-9224
唐津	847 - 0817 唐津市細原町3193	TEL0955-72-8809 FAX0955-74-1808
武雄	843 - 0023 武雄市武雄町大字昭和39 - 9	TEL0954-22-4155 FAX0954-22-4862
伊万里	848 - 0027 伊万里市立花町道31542 - 25	TEL0955-23-2131 FAX0955-22-7659

鳥栖	841 - 0035 鳥栖市東町1丁目1073	TEL0942-82-3108 FAX0942-83-8428
鹿島	849 - 1311 鹿島市高津原字二本松3524 - 3	TEL0954-62-4168 FAX0954-62-9947
長崎	852 - 8522 長崎市吉良町4 - 25	TEL095-862-8609(代) FAX095-864-0220
西海(出)	857 - 2303 西海市大芦町戸塙西海岸412	TEL0959-22-0033(代) FAX0959-23-3164
佐世保	857 - 0851 佐世保市吉良町2 - 30	TEL0956-84-8609(代) FAX0956-32-5033
諫早	854 - 0022 諫早市吉良町4 - 8	TEL0957-21-8609(代) FAX0957-23-7721
大村	856 - 8609 大村市吉良町1 - 213 - 9	TEL0957-52-8609(代) FAX0957-52-1473
島原	855 - 0042 島原市吉良町633	TEL0957-52-8609(代) FAX0957-53-5804
江迎	859 - 6101 江迎市江迎町長坂免182 - 4	TEL0956-66-3131(代) FAX0956-66-3094
五島	863 - 0007 五島市轄町7 - 3	TEL0959-72-3105(代) FAX0959-74-1621
対馬	817 - 0013 対馬市吉良町中村642 - 2	TEL0920-52-8609(代) FAX0920-52-6500
壱岐(出)	811 - 5133 壱岐市瀬戸瀬町本村魅620 - 4	TEL0920-47-0054(代) FAX0920-47-5754
熊本	862 - 0971 熊本市大江6 - 1 - 38	TEL096-371-8609(代) FAX096-371-0550
熊本	861 - 3206 上益城郡御代町大字辻見395	TEL096-282-0077 FAX096-282-3927
上益城(出)	866 - 0853 八代市吉良町1 - 34	TEL0965-31-8609 FAX0965-33-1571
八代	866 - 0853 八代市吉良町1 - 34	TEL0965-31-8609 FAX0965-33-1571
菊池	861 - 1331 菊池市鏡田字南町771 - 1	TEL0968-24-8609 FAX0968-24-5963
玉名	865 - 0064 玉名市中1334 - 2	TEL0968-22-8609 FAX0968-72-4150
天草	863 - 0002 天草市本郷町本戸尾端3014 - 1 天草労働総合庁舎1階	TEL0969-22-8609 FAX0969-24-1051
球磨	868 - 0014 人吉市下鹿屋町字竹原1602 - 1	TEL0966-62-8609 FAX0966-24-8552
宇城	869 - 0502 宇城市松島町松島266	TEL0964-52-8609 FAX0964-33-3313
阿蘇	869 - 2612 阿蘇市加世田武田17835 - 2	TEL0967-22-8609 FAX0967-22-4775
水俣	867 - 0061 水俣市八幡町3 - 2 - 1	TEL0966-62-8609 FAX0966-63-2164
大分	870 - 8555 大分市都筑4 - 1 - 20	TEL097-534-8609 FAX097-537-8609
大分	870 - 0006 大分市小倉北区魚町1 - 4 - 21	TEL097-534-8609 FAX097-537-8609
別府	874 - 0902 別府市青川町11 - 22	TEL0977-23-8609 FAX0977-24-2883
中津	871 - 8609 中津市中津550 - 21	TEL0979-24-8609 FAX0979-22-5469
日田	877 - 0012 日田市吉良町1 - 43 - 1	TEL0973-22-8609 FAX0973-23-4125
臼杵	875 - 0041 臼杵市大字臼杵洲崎72 - 255	TEL0972-42-8609 FAX0972-63-8635
佐伯	876 - 0811 佐伯市吉良町1 - 3 - 28	TEL0972-24-8609 FAX0972-22-0595
宇佐	879 - 0453 宇佐市大字上田1055 - 1	TEL0978-32-8609 FAX0978-32-1648
豊後大野	879 - 7131 豊後大野市三重町市場1225 - 9	TEL0974-22-8609 FAX0974-22-8608

宮崎	880 - 8533 宮崎市鹿児島131	TEL0985-23-2245(代) FAX0985-24-0521
延岡	882 - 0872 延岡市豊吉町2 - 2300	TEL0982-32-5435(代) FAX0982-35-8178
高千穂(出)	882 - 1101 西臼杵郡高千穂町三田井1371 - 1	TEL0982-72-2436(代) FAX0982-72-2437
日向	883 - 0041 日向市北町2 - 11	TEL0982-52-4131(代) FAX0982-52-4133
都城	888 - 0072 都城市上町2街区11号11号	TEL0986-22-1745(代) FAX0986-25-0989
日南	887 - 2536 日南市吾田町1 - 7 - 23	TEL0987-23-1929(代) FAX0987-23-1929
高鍋	884 - 0006 高鍋市高鍋大学上江戸高8340	TEL0983-23-0848(代) FAX0983-23-0849
小林	886 - 0004 小林市大字蘿野957 - 5	TEL0984-23-2171(代) FAX0984-22-2537
鹿児島	890 - 8555 鹿児島市下荒田1 - 43 - 28	TEL099-250-8606 FAX099-250-5093
熊毛(出)	891 - 3101 西之表市吉之島16314 - 6	TEL0997-22-1318 - 9 FAX0997-23-4854
川内	895 - 0063 鹿屋市川内町花園4 - 24	TEL0996-22-8609 FAX0996-22-1507
宮之城(出)	895 - 1803 宮之城町城之城3035 - 3	TEL0996-53-0153 FAX0996-53-3554
鹿屋	899 - 0007 鹿屋市吉良町3-3-11	TEL0994-42-4135 FAX0994-44-9546
国分	899 - 4332 国分市吉良町1 - 4 - 35	TEL0995-45-5311 - 3 FAX0995-45-5076
大口(出)	895 - 2511 大口市吉田768 - 1	TEL0995-22-8609 FAX0995-22-5627
加世田	897 - 0002 加世田市吉田8735 - 2	TEL0993-53-5111 FAX0993-53-2449
伊集院	899 - 2521 伊集院市吉良町大田825 - 3	TEL0994-2



あなたがさらに活用できる
サポートを探してみよう

はばたきウェーブ

HIV感染者就労のための情報ポータルサイト

<http://www.habatakiwave.jp/>

厚労省障害者のページ

厚労省：障害者雇用対策の概要

<http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/>



仕事探しの 干エックリスト



テコック 項目

履歴書の準備

職務経歴書の準備

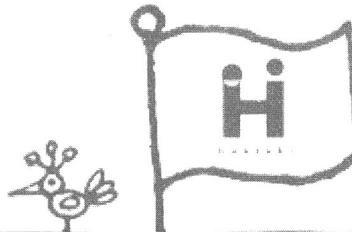
規則正しい生活習慣

あいさつ

人のコミュニケーション

いろいろ質問をされて、ときには
気分を害することもあるのが普通

一般には病気への理解は
進んでいないことを知っておく



HIV感染者の就労環境向上のために はたらくBOOK

発行:社会福祉法人はばたき福祉事業団

編集:石谷誓子

企画 & 構成:石谷誓子、久地井寿哉

デザイン & イラスト:山中正大

お問い合わせ:

社会福祉法人はばたき福祉事業団

東京都新宿区新小川町9-20新小川町ビル5F

Tel:03-5228-1200

E-mail:info@habataki.gr.jp

<http://www.habatakifukushi.jp>

発行:2008年3月17日

無断コピーや転載の一切を禁止します。

この冊子は厚生労働省平成19年度障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

HIV感染に係る障害者自立総合支援プログラム等研究開発事業の助成金により
作成しています。

**企業、ハローワークへのフォーカスグループインタビュー調査
平成 19 年度研究報告書**

2008 年 3 月 17 日 発行

編集・発行 社会福祉法人はばたき福祉事業団

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 9 番 20 号新小川町ビル 5 階

TEL 03-5228-1200 FAX 03-5227-7126

本報告書は、厚生労働省平成 19 年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）HIV 感染に係る障害者自立総合支援プログラム等研究開発事業の助成金により作成しています。

本報告書の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することを禁じます。